

令和4年（2022年）12月2日（金曜日）

第 2 号

令和4年第4回北海道議会定例会会議録

第2号

令和4年（2022年）12月2日（金曜日）

議事日程 第2号

12月2日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第19号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員（96人）

議長 100番 小畑保則君
副議長 61番 市橋修治君
1番 寺島信寿君
2番 木葉淳君
3番 小泉真志君
4番 鈴木一磨君
5番 武田浩光君
6番 植村真美君
7番 佐々木大介君
8番 滝口直人君
9番 林祐作君
10番 檜垣尚子君
11番 星克明君
12番 宮下准一君
13番 村田光成君
14番 渡邊靖司君
15番 浅野貴博君
16番 安住太伸君
17番 内田尊之君
18番 淵上綾子君

19番 松本将門君
20番 壬生勝則君
21番 宮崎アカネ君
22番 山根理広君
23番 阿知良寛美君
24番 田中英樹君
25番 菊地葉子君
26番 宮川潤君
27番 中野渡志穂君
28番 荒当聖吾君
29番 白川祥二君
30番 新沼透君
31番 池端英昭君
32番 小岩均君
33番 菅原和忠君
34番 中川浩利君
35番 畠山みのり君
36番 藤川雅司君
37番 大越農子君
38番 太田憲之君
39番 加藤貴弘君
40番 桐木茂雄君
41番 久保秋雄太君
42番 佐藤禎洋君
43番 清水拓也君
44番 千葉英也君
45番 道見泰憲君
46番 船橋賢二君
47番 丸岩浩二君
48番 梅尾要一君
49番 笠井龍司君

50番	中野秀敏君	88番	村田憲俊君
51番	花崎勝君	89番	吉田正人君
52番	三好雅君	90番	遠藤連君
53番	村木中君	91番	大谷亨君
54番	吉川隆雅君	92番	喜多龍一君
55番	吉田祐樹君	94番	本間勲君
56番	佐々木俊雄君	95番	伊藤条一君
57番	田中芳憲君	97番	神戸典臣君
58番	沖田清志君	98番	高橋文明君
59番	笹田浩君	99番	和田敬友君
60番	松山丈史君	欠員（4人）	
62番	稲村久男君	74番	
63番	梶谷大志君	82番	
64番	北口雄幸君	93番	
65番	広田まゆみ君	96番	
66番	赤根広介君	<hr/>	
67番	佐藤伸弥君	出席説明員	
68番	中山智康君	知事	鈴木直道君
69番	安藤邦夫君	副知事	浦本元人君
70番	志賀谷隆君	同	土屋俊亮君
71番	真下紀子君	同	小玉俊宏君
72番	森成之君	公営企業管理者	野村聡君
73番	大河昭彦君	病院事業管理者	鈴木信寛君
75番	池本柳次君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	藤原俊之君
76番	滝口信喜君	総合政策部長	濱坂真一君
77番	須田靖子君	総合政策部 次世代社会戦略監	中村昌彦君
78番	高橋亨君	総合政策部 地域振興監	北村英則君
79番	三津丈夫君	保健福祉部長	京谷栄一君
80番	平出陽子君	保健福祉部 新型コロナウイルス 感染症対策監	佐賀井祐一君
81番	富原亮君	保健福祉部 少子高齢化対策監	鈴木一博君
83番	松浦宗信君		
84番	角谷隆司君		
85番	千葉英守君		
86番	中司哲雄君		
87番	藤沢澄雄君		

経 済 部 長 中 島 俊 明 君
経済部観光振興監 山 崎 雅 生 君
農 政 部 野 崎 直 人 君
食の安全推進監
水産林務部長 山 口 修 司 君
企 業 局 長 佐 藤 隆 久 君
道立病院部長 道 場 満 君
財 政 局 長 木 村 敏 康 君
財 政 課 長 松 林 直 邦 君

警 察 本 部 長 鈴 木 信 弘 君
総 務 部 長 鳥 潟 俊 夫 君
生 活 安 全 部 長 岡 本 茂 樹 君
総務部参事官 岩 崎 靖 一 君
兼 総 務 課 長

教育委員会教育長 倉 本 博 史 君
教 育 部 長 池 野 敦 君
兼 教 育 職 員 監
学 校 教 育 監 唐 川 智 幸 君
総 務 課 長 奥 寺 正 史 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 佐々木 徹 君
議 事 課 長 松 井 直 樹 君
議 事 課 長 補 佐 松 村 伸 彦 君
議 事 係 長 小 倉 拓 也 君
議 事 課 主 任 古 賀 勝 明 君
同 成 田 将 幸 君

午前10時1分開議

○議長小畑保則君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔松井議事課長朗読〕

1. 監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

1. 人事委員会委員長から、議案第3号、第4号及び第12号ないし第15号について、北海道電力株式会社から、議案第2号について、それぞれ意見書の提出がありました。

（上の条例案に対する意見は巻末議案の部に掲載する）

1. 本日の会議録署名議員は、

加 藤 貴 弘 議員
桐 木 茂 雄 議員
久 保 秋 雄 太 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第19号

（質疑並びに一般質問）

○議長小畑保則君 日程第1、議案第1号ないし第19号を議題とし、これに関する質疑並びに道

政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

船橋賢二君。

○46番船橋賢二君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

私は、自民党・道民会議を代表して、道政上の諸課題などについて、順次質問をしてまいります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、インフルエンザとの同時流行に備えた外来医療体制等の整備についてであります。

11月以降、全国的に感染が拡大しており、特に道内は、先月15日、新規感染者が初めて1万人を超えるなど、全国で最も高い発生率となっております。

道は、先月14日から即応病床をフェーズ3に引き上げ、また、29日には、国の対処方針の改正に基づくレベル分類の見直しに伴い、重症病床使用率が指標の50%に達していないことから、4段階のうち、レベル2に位置づけ、道民や事業者に対し、感染拡大防止に向けた取組への協力を呼びかけております。

発熱外来の逼迫も懸念される中、道は、季節性インフルエンザとの同時流行に備え、新型コロナ1万8000人、季節性インフル1万1000人の1日最大2万9000人の患者を想定した外来医療体制整備計画を策定いたしました。

知事は、現在の感染状況をどう認識しているのか、また、発熱外来や健康フォローアップセンター、受診を希望する患者の電話診療・オンライン診療体制などの外来医療体制整備計画について、どのような考えで策定し、今後どのように運用していくのか、伺います。

次に、病床確保についてであります。

国が示した即応病床についての病床確保料の見直しによって、道の試算では、支給額に影響を受ける医療機関が約6割に上っており、今後の病床確保への影響が懸念されております。

さらに、病床使用率も50%を超える中、感染拡大によって医療従事者の欠勤も増加しており、医療現場の負担が高まっています。

道としては、このような状況を踏まえ、病床確保計画に基づく必要な病床の確保に向け、どのように対応するのか、お伺いいたします。

次に、ワクチン接種の促進についてであります。

子どもや若者からの家庭内感染が増加の要因と指摘されており、若い世代を中心として、オミクロン株対応ワクチンの追加接種の促進が大きな課題となっております。

5歳から11歳までの小児や、新たに対象となった6か月から4歳までの乳幼児についても、家庭内感染による社会経済活動への影響や重症化予防のため、接種を進めることが必要と考えます。

道は、ワクチン接種の促進に向け、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、経済対策に関し、まず、追加対策の措置についてであります。

政府は、戦後最大級の難局と位置づける昨今の物価高騰や円安への対応策として、先日、総合経済対策を閣議決定するとともに、現在開会中の臨時国会に補正予算を提案したところであり、現在、国会で審議が進められております。

道民生活や企業活動に不可欠な電気料金や灯油などのエネルギー価格、油脂や調味料といった食料品価格など、様々な製品やサービスの価格高騰が本道経済や道民生活全般に深刻な影響を及ぼしており、特に、暖房需要期を迎える中、所得の低い方々の生活を直撃しております。

道は、こうした厳しい状況を踏まえ、国の総合経済対策に呼応する諸事業を取りまとめ、速やかに予算提案を行うべきと考えますが、今後どのように対応するのか、知事のお考えを伺います。

国は、9月の新型コロナウイルス感染症対策本部で、「Withコロナに向けた政策の考え方」を決定し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を明らかにいたしました。

こうした方針を踏まえ、10月11日から全国旅行支援を開始するとともに、海外からの入国者に対する対策、いわゆる水際措置についても大幅に緩和したことなどから、人の動きが活発化しており、それに伴って、道内でも、観光関連産業や飲食業、大型商業施設などで宿泊予約や売上げが増となるなど、景気回復の動きが徐々に見られるようになっております。

需要回復が顕著な飲食や観光関連産業などでは、求人が大幅に増えており、人手不足が深刻化しているとのことではありますが、一方で、求人倍率が1倍を大きく下回る職種もあり、求人と求職のミスマッチが生じております。

岸田首相が提唱する新しい資本主義の考え方にもあるとおり、人への投資や社会人の学び直しを通じた雇用のミスマッチ解消も重要な政策課題であると考えます。

知事は、回復に向かって力強く動き出そうとしている本道経済の現状の中で、雇用情勢や人材確保について、どのような認識を持っており、今後どのように対応する考えなのか、お伺いいたします。

先日、日銀が発表した経済・物価情勢の展望によれば、国際的な資源価格や穀物価格が高止まりすることをリスク要因として指摘しており、年明け以降も道内経済にとっては厳しい状況が続くものと見込まれております。こうした状況を見据え、先ほど触れた国の総合経済対策も実施されるものと受け止めております。

一方、本道では、来春、統一地方選が予定されており、従来から、当初予算を骨格的な予算編成にとどめ、本格的な経済対策等が選挙後の定例会に措置されることが慣例となっております。

知事も、こうした慣例を踏襲し、例年であれば秋口に示していた来年度予算に向けた政策検討の考え方などを今年は示しておりませんが、来年前半も経済状況が極めて厳しくなることが確実視される中では、たとえ選挙があっても、切れ目のない経済対策の実施が求められております。

知事は、来年度に向け、経済を下支えする真に必要な対策予算の検討を指示すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、地球温暖化防止対策条例の改正についてであります。

道は、今年3月に温暖化対策推進計画を改定するとともに、ゼロカーボン北海道に向けた取組を総合的に推進するため、9月に温暖化防止対策条例の改正案を示しております。

第3回定例会では、条例の見直しによって、より多くの事業者が温室効果ガス排出量の削減に取り組み、その結果を報告いただく動機づけとなる施策を検討するよう求め、知事からは、追加調査の結果などを踏まえ、条例の見直しと連動して検討する旨の発言があったところであります。

道は、この4月から、ゼロカーボン北海道の実現に資する取組を宣誓し、実践する事業者をゼロカーボン・チャレンジャーとして認定する制度を開始しております。

この制度では、温室効果ガスの排出削減等に取り組んでいる事業者のうち、優秀な取組を行っている認定された事業者に対しては、金融機関による融資条件の優遇や、総合評価方式で入札が実施される道の発注工事で加点されるなど、制度に取り組む動機づけとなる支援策も用意されています。

こうした既存の取組と条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を有機的に結びつけるなど、既存制度間の整合性を確保し、連携を強めるべきと考えますが、道は、効果的な温暖化対策を展開するため、今後どのように対応する考えなのか、伺います。

また、各施策の進捗状況を確認することができるよう、毎年度、議会に報告することも道の責務として条例に定めることが必要と考えますが、併せて見解をお伺いいたします。

次に、北海道グローバル戦略についてであります。

知事は、さきの定例会での我が会派からの質問に対し、昨今の国際情勢の大きな変化を踏まえ、グローバルリスクにこれまで以上に機動的に対応するため、グローバル戦略の見直しの検討を進める考えを示されました。

先日には、庁内の連携体制を強化するため、新たに幹事会を設けるとともに、第1回の有識者会議を10月末に開催し、来年度での取りまとめを視野に入れながら検討に着手しておりますが、グローバル化をめぐる状況は日々動いており、平常時のスケジュール感で戦略の見直しを検討しているのは、機動的な対応のタイミングを逸しかねません。

道は、遅くとも年度内には戦略の見直しに関する基本的な考え方を取りまとめ、来年度以降の施策等に反映させる必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

次に、国民保護についてであります。

ウクライナで見られるロシアからのミサイル攻撃や、北朝鮮によるミサイルの発射などが繰り返し報じられ、万一の事態での避難施設の重要性が改めて認識されております。

国民保護法では、武力攻撃事態等において住民の避難や避難住民等の救護を的確かつ迅速に実施するため、都道府県知事や指定市の市長が避難施設をあらかじめ指定しなければならないとしております。

国は、コンクリート造りなどの堅牢な建物や地下施設をミサイル攻撃の際に爆風などから直接の被害を軽減するための緊急一時避難施設として有効としており、令和7年度末までを集中的な

取組期間として、避難施設の指定促進を図ることとしております。

道内でこの法律に基づき指定を受けた緊急一時避難施設は、札幌市が今年8月に新たに指定した地下鉄駅などを含め、現在、3676施設、地下施設は、このうち68施設となっていますが、収容人員が2万人を超える札幌ドームのような大型施設や、人里離れた浄水施設が指定されるなど、武力攻撃事態に際して、短時間で安全、確実に避難できる施設ばかりではなく、とっさの避難が可能となるよう、より多くの施設をきめ細かく指定していく必要があります。

道は、武力攻撃事態を想定した緊急一時避難施設の必要性や指定状況をどのように認識しており、指定促進に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、道有施設や民間施設の指定の必要性も含め、見解をお伺いいたします。

次に、日本海溝等で想定される巨大地震対策についてであります。

さきの定例会では、日本海溝等で発生が見込まれる巨大地震によって、甚大な被害が見込まれる市町村が、特別措置法に基づく特別強化地域に指定されたことや、避難施設整備事業に要する地元負担が依然として大きいことなどを踏まえ、道としての支援の考え方について伺いましたが、緊急事業計画の内容なども把握し、検討するとの答弁でありました。

道は、その後、特別強化地域に指定された市町村に振興局や開発建設部を加えた現地体制を構築し、緊急事業計画の検討を支援していると聞いておりますが、道の支援姿勢が明確になれば、計画の検討にも支障が出かねません。

早急に道としての考えを示す必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、北方領土問題についてであります。

我が国は、今年2月から始まったロシアによるウクライナへの侵略を強く非難し、厳しい経済制裁を実施しており、これに反発したロシアが、長年継続していた四島との交流事業などの中止を一方向的に発表するとともに、領土交渉にも一切応じない姿勢を示すなど、事態打開が見通せない状況となっております。

こうした中、ウクライナのゼレンスキー大統領は、10月7日に、ウクライナがロシアの占領下にある北方領土を含む日本の主権と領土の一体性を尊重する旨の大統領令を布告しました。最近のウクライナ情勢がきっかけとなり、ロシアによる北方四島の実効支配の不当性が国際的な関心を引き起こした結果であると考えております。

来年は、我が国がG7——主要7か国首脳会議の議長国を務める年であり、我が国もロシアによって北方領土を不法に占拠されており、ウクライナ情勢と関連して、領土問題の不当性を訴える機会になるとも考えます。

道は、こうした状況を捉え、北方領土問題に関する我が国や道としての立場はもとより、元島民の方々の切実な思いなどを改めて国内外に強く訴えかけ、国際的な世論を喚起することが、返還運動の幅を広げる意味でも、また、将来の交渉再開に備える意味でも、重要であると考えております。

知事は、最近の国際情勢の変化を踏まえ、今後、北方領土の返還実現に向け、どのように取り

組んでいく考えなのか、伺います。

次に、北方領土隣接地域の振興についてであります。

道は、来年度から始まる北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する次期計画の策定を進めており、その素案を先月の委員会で明らかにされました。

北方四島における共同経済活動は、先ほど申し上げたようなウクライナ情勢の影響などで具体的な展望が見通せない状況にありますが、こうしたときこそ隣接地域の振興にしっかりと取り組む必要があります。

道は、次期振興計画でどのような点に重点を置いて策定作業を進める考えなのか、伺います。

次に、丘珠空港についてであります。

札幌市は、本年6月に丘珠空港の将来像の案を公表し、その後、パブリックコメントや市民向けの意見交換会の結果を踏まえて修正を行い、道経連や道商連、空港ビル会社などの参画を得て設立した札幌丘珠空港機能強化推進協議会で各団体の賛同を得た上で、正式に決定したと伺っております。

内容としては、6月時点の案から若干の修正はあったものの、300メートル程度の滑走路延伸をはじめとする機能強化に関しては変更がなく、道内航空ネットワークの拠点として、札幌・北海道の活力向上を図るとされております。

丘珠空港は国が管理する空港であり、その整備はあくまで管理者である国が主体となって実施されるものでありますが、その実現には、地元自治体から国への強い要望が必要と考えます。

札幌市長は、先日、知事と面談し、この将来像の実現に向けて、協議会への道の参画を求め、滑走路延伸等の機能強化を道とともに国に要望していきたい旨の意向が示されたと聞いております。

知事は、このたび市が取りまとめた丘珠空港の将来像をどのように受け止めているのか、改めて何うとともに、市長の意向を踏まえ、今後どのように対応するのか、所見をお伺いいたします。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

国は、今年6月に策定した、デジタル社会の実現に向けた重点計画の中で、デジタル社会の実現に向けた施策として、マイナンバーカードの普及推進を位置づけ、今年度内にほとんど全ての国民がマイナンバーカードを取得するといった目標を示し、道に対しても取組を強化するよう要請があったと聞いております。

マイナンバーカードは、行政サービスの高度化や効率化を図る上で極めて重要なツールとなるものであり、普及に向けた一層の取組強化が求められますが、個人情報流出懸念や具体的なメリットが実感できないといったことが普及が進まない要因になっているとの指摘も見受けられております。

マイナンバーを活用し、コンビニで住民票の写しを交付するサービスも、道内では普及が進んでおりません。マイナンバーを利用したサービスを充実させることが、カード普及の鍵を握ると

考えます。

国は、従来の健康保険証を2024年秋に廃止し、保険証機能を持たせたマイナンバーカードに一本化する方針を明らかにし、マイナンバーカードの活用機会の拡大に大きくかじを切ることといたしました。

知事は、国のこうした動きを踏まえ、マイナンバーカードのメリットや普及に当たってのセキュリティ上の課題、さらには、活用機会の拡大についてどのような認識を持っており、その普及に向けて、道としてどのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

次に、ケアラー支援についてであります。

北海道ケアラー支援条例が本年4月1日から施行され、新年度からは、ケアラーに関する道民理解の促進、早期発見や相談の場の確保、支援のための地域づくりについて、取組が始められております。

条例では、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、推進計画を策定することとされており、さきの委員会に素案が示されました。

これまでの実態調査や道民意向調査などからは、家族の世話をするのが当たり前との見方がある中、ケアラー・ヤングケアラー自身に自覚がないことや、支援を求めることをちゅうちょすること、どこに相談をしたらよいか分からず、悩みや負担を抱え込んでしまうこと、一方で、周囲の方々のケアラーという言葉自体の認知度は高まりつつあるものの、ケアラーに関する認識や支援の必要性への理解は十分でないことなどの課題が明らかとなっております。

道は、こうした課題を踏まえ、ケアラーであることを包み隠すことなく、いつでも助けを求められることができ、気軽に相談し合える環境が実現できるよう、どのような考え方で具体的な取組や目標値などを新たな推進計画に盛り込んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、自殺対策についてであります。

本年10月、国が公表した自殺対策白書によると、平成15年をピークに年々減少していた全国の自殺者数は、令和2年に前年より約900人増となり、令和3年も2万1007人とほぼ同水準でしたが、女性の自殺者は2年連続で増加をしております。

また、年齢階級別の自殺者数を新型コロナウイルス感染症の拡大前の5年平均と比較すると、男女とも60歳代は減少しているものの、19歳以下及び20歳代で自殺者が増加している結果となっております。

本道においても、コロナ禍の拡大前に比べ、子どもや若者、女性の自殺者の増加傾向が見られます。

第3回定例会における我が会派の代表質問の際、計画の見直しに当たっては、自殺の要因や死亡率が高い地域の特性を分析し、対策に反映するよう指摘しておりますが、道はどのように対応しているのか、また、さきの委員会に次期自殺対策行動計画の素案が示されましたが、これまでの取組の検証結果や本道の実情を踏まえ、今後どのような基本的な考えで計画を策定するのか、お伺いいたします。

次に、事業再生・再チャレンジ支援についてであります。

我が会派は、これまでの定例会において、中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例、いわゆる求償権放棄条例の見直しなどについて議論を重ねてきたところですが、道は、本定例会に、新たな私的整理手法もこの条例の対象とする改正案を提案しております。

中小・小規模企業が事業再生や再チャレンジを図る上で、私的整理による債権放棄は有効な手段であり、厳しさを増している経営環境にある事業者にも一日も早く対応できるよう、道がこのタイミングで改正案を提案したことは、時宜を得たものだと考えております。

今後、道内においても、今回の条例改正で対応可能となる債務整理手法をはじめ、様々な私的整理手続による事業再生や再チャレンジに向けた取組が加速すると考えますが、一方で、事業再生や再スタートの見込みのない廃業を増やさないよう対応することも必要であると考えます。

道は、このたびの条例改正を契機として、事業再生や再チャレンジに取り組もうとする中小企業をどのように支援していく考えなのか、事業再生等に至らず、廃業するようなケースをどのように減らしていくのか、お伺いをいたします。

次に、アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度についてであります。

道は、新しいガイド制度の創設に関する考え方を9月に取りまとめ、委員会に報告するとともに、道民意見募集の手続を終えるなど、制度実現に向けて着実に準備を進めております。

今後は、新しいガイド制度を具体的に運用していく体制を整えていくことが重要になると考えますが、道によれば、来年度からの制度開始に当たり、まずは、道が直営で試行的に制度の運用に当たりつつ、あわせて、令和6年度以降に民間運営への移行を検討すると聞いております。

新しいガイド制度の試行が始まる来年度は、アドベンチャートラベル・ワールドサミットの開催も予定されており、このサミットを成功させ、アドベンチャートラベルをしっかりと定着させることが重要であり、そのための組織体制強化も求められます。

道は、新たな観光形態であるアドベンチャートラベル普及の起爆剤となる新しいガイド制度の円滑な運用開始や、サミットの成功に向け、今後どのように体制整備を図っていく考えなのか、伺います。

次に、建設産業振興施策の検討についてであります。

道では、建設産業の持続的な発展に向け、全庁を挙げて計画的な支援を実施するため、平成30年度から、北海道建設産業支援プラン2018に基づき、各般の施策に取り組んでおりますが、最近の建設産業を取り巻く状況の変化に対応するため、北海道建設業審議会の御意見も伺いながら、新たな建設産業振興施策の検討を進めており、先日の委員会でその素案について報告があったところです。

道が検討の参考とするために実施したアンケートの調査結果を見ると、技術をつなぐ担い手の育成や確保が重要とする意見が圧倒的に多くなっております。

少子・高齢化や人口減少の影響などで、人材確保に悩む業界は少なくありませんが、特に建設

産業の根幹を支えるのは、技術や技能を有する優秀な人材であり、次期計画の検討に当たっては、こうした点に十分留意し、働きやすい職場環境の整備や処遇の改善など、人材確保に結びつく諸施策に重点を置く必要があると考えます。

道は、今後どのような観点を重視し、今後の建設産業振興施策の検討を進めていくのか、考えを伺います。

次に、食料安全保障の強化についてであります。

コロナ禍やウクライナ情勢などにより、世界の食料需給等をめぐるリスクが顕在化する中、農林水産省は、本年9月に食料安定供給基盤強化本部を設置し、我が国の食料安定供給の基盤を強化するため、過度な輸入依存からの脱却といった構造的な課題に対応するための施策を検討するとともに、農政の基本的な方向を示す食料・農業・農村基本法についても、10月から総合的な検証と見直しに向けた検討を開始しており、1年程度で一定の結論を得るとしております。

また、国の新たな総合経済対策では、喫緊の課題である物価高騰対策及び食料安全保障の強化に向け、生産資材や燃油等のエネルギーの価格高騰などによる経営への影響を緩和するためのセーフティネット対策や、海外依存の高い小麦、大豆、飼料作物などの国産への転換を推進する対策を講じるとされております。

こうした国の動きに対して、道では、本年7月、庁内に設置した食料安全保障に関する推進チームが中心となり、我が国の食料安全保障の強化に向けた当面の対策や、中長期的な課題への対応について、農林水産省と意見交換を行っていることと承知しております。

知事は、食料安全保障の強化に対して、道の役割をどのように認識し、国との意見交換などを踏まえ、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、本道水産業の振興に関し、まず、水産業・漁村振興推進計画についてであります。

本道の水産業は、道内のみならず、全国に水産物を安定供給する大切な役割を担っておりますが、現在、多くの課題に直面しております。

主要魚種であるサンマやイカは、不漁が続く一方、これまで取れていなかったマイワシやブリなどの漁獲量が増加するなど、取れる魚の変化への対応に加え、今般の燃油・資材価格の高騰による経営への影響も増しております。

また、少子・高齢化が進む道内では、漁業就業者が長期的に減少し、生産体制の弱体化が懸念されており、作業の省力化に取り組むことが必要となっております。

さらに、ゼロカーボン北海道の実現に向け、道全体で対策推進が求められる中、水産分野においても、吸収源としての藻場、干潟の活用にも注目が高まっております。

道が策定を進めている第5期北海道水産業・漁村振興推進計画に関する、さきの第3回定例会における我が会派の代表質問に対し、知事からは、スマート水産業の推進、藻場の育成と吸収源対策の両立を図るブルーカーボンの取組、新たな養殖の推進などを次期計画に位置づける旨の答弁があり、さきの委員会で素案が示されましたけれども、具体的にどのように対応していく考えなのか、伺います。

また、課題に的確に対応していくためには、組織体制についても検討する必要があると考えますが、併せて見解を伺います。

次に、赤潮対策についてであります。

次期水産業・漁村振興推進計画においては、昨年、日高から根室の広い海域に甚大な影響を及ぼした赤潮被害からの早期回復が、本道水産業が直面する課題として盛り込まれております。

我が会派は、これまで、国に対して支援の継続を重ねて求めてきたところであり、10月に閣議決定した新たな総合経済対策に、赤潮からの水産資源の回復に向けた支援が位置づけられ、第2次補正予算案に対策費が盛り込まれました。

道においても、国に対し、赤潮対策への支援を求めてきたと承知しておりますけれども、一般、国の補正予算案に赤潮対策予算が盛り込まれたことについて、知事はどのように受け止められているのか、伺います。

また、赤潮の被害からの回復には複数年を要するとされており、漁場環境の早期回復やその間の漁業継続など、長期的な対策が必要になると考えますが、道としては今後どのように対応するのか、併せて伺います。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた森林整備の推進についてであります。

道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、今年3月に森林吸収源対策推進計画を見直し、2030年度の森林吸収量の目標値を前計画の480万二酸化炭素トンから850万二酸化炭素トンへ引き上げております。

森林吸収量を確保するためには、伐採後の着実な植林を進め、森林の若返りを図ることが重要であり、労務単価や苗木価格など、植林の事業費が上昇する中、植林作業の効率化によりコスト減を推進することはもとより、森林所有者の費用負担を軽減していくことが必要であると考えます。

また、確保した森林吸収量については、国の認証制度を活用してクレジット化し、企業などに販売することで、その収入を森林整備に充てることが可能となっております。

環境保全に対する企業の関心が高まっている中で、国では、より効率的にクレジットが創出できるような制度を見直すとともに、オフセット・クレジットの自主的な市場の開設に向けた試行的な取組を進めており、今後、クレジットの流通拡大が期待できます。

道としては、森林所有者の植林費用の負担軽減を図るため、必要な予算を確保するとともに、北海道の豊かな森林からクレジットを創出し、市場に流通させ、市町村にも制度の普及拡大を図り、森林整備を促進することが必要であると考えますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、教育問題に関し、まず、いじめ問題についてであります。

道においては、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策を総合的に進めるため、平成26年にいじめ防止基本方針を策定し、その後、平成30年に、国の基本方針の改定を踏まえ、一部改定され、現在に至っております。

この間、各市町村や学校においては、道の基本方針を踏まえ、それぞれのいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を進めておりますが、旭川市において発生したいじめ重大事態について、市教委が設置した第三者調査委員会の最終報告書では、市教委や学校の法制度の理解不足などが厳しく指摘されており、本道の他の教育委員会や学校においても、いじめ防止対策推進法に基づく適切ないじめ対応が徹底されていない可能性があることを強い危機感を持って認識したところでもあります。

さきの第3回定例会の我が会派の代表質問における、今後のいじめ問題への対応についての質問に対し、道教委からは、自らの対応について十分に振り返り、いじめ防止基本方針を年度内に改定するとの答弁があり、さきの委員会で素案が示されました。

平成26年の地教行法の改正により、総合教育会議を通じ、市町村長がいじめの重大事態等を協議、調整できるようになっていますが、こうした法改正の経緯や背景などを踏まえ、道の基本方針を検討する必要があると考えます。

道教委は、いじめ問題への対応について、どのような課題があると認識し、いじめ防止基本方針を改定していこうとしているのか、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、部活動の地域移行についてであります。

本年6月から8月にかけて、スポーツ庁と文化庁のそれぞれの有識者会議から出された提言では、少子化の進む中、子どもたちがスポーツや文化に継続して親しめる環境を整備するとともに、教員の働き方改革にも資するため、公立中学校における部活動を休日から段階的に地域移行していくこととし、令和5年度から3年後の令和7年度末を目標達成の目途とすることを掲げております。

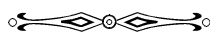
第3回定例会において、我が会派の同僚議員からの質問に対して、教育長は、「指導者の確保に向け（中略）人材バンクを整備するとともに、先進地域における取組事例を取りまとめる」との答弁をされておりますが、地域や保護者からは、これまでの学校主体の部活動から地域主体のスポーツ・文化活動に変わることによって、指導者の確保はもとより、受皿となる団体の整備や財源の確保、保護者の負担など、様々な課題があるとの指摘がなされております。

先日の委員会に、部活動の地域移行に関する道の推進計画の素案が示されましたが、道内の市町村の検討状況はどのようになっているのか、また、道教委としては今後どのように部活動の地域移行を進めていく考えなのか、お伺いいたします。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩



午前10時43分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）船橋議員の質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、外来医療体制整備計画についてであります。道では、全国に先行して感染が拡大しており、新規感染者数が過去最多を更新し、極めて高い水準が続いていることに加え、国の専門家による見通しなどから、季節性インフルエンザとの同時流行も想定されているなど、極めて厳しい状況にあるものと認識をしております。

こうした中、高齢者等の重症化リスクの高い方が適切に医療を受けられる体制の整備が重要と考え、先般、国との調整を経て、本計画を策定し、本日、公表されるところであります。

具体的には、同時流行下のピーク時の1日当たりの患者数を、新型コロナ約1万8000人、インフルエンザ約1万1000人、合計2万9000人程度と推計した上で、このうち、自己検査により新型コロナ陽性となる患者を約4200人と見込み、陽性者登録センターの対応可能数を約4400人として機能拡充を図りつつ、これらの患者を除く約2万4700人については医療機関を受診すると想定し、医療機関への調査などを基に、通常診療可能数の約1万5000人から、かかりつけ患者に加え、初めての患者にも対象を拡大して対応することや、診療時間の延長など、医療機関に最大限御協力をいただいた場合の診療可能数を約3万1000人としたところであります。

こうした診療体制については、他の疾患の通常診療への影響など、医療機関の負担につながるほか、感染拡大期において医療従事者の方々にも感染が広がるなど、その機能が十分に発揮できない状況も想定されることから、自己検査に対応する陽性者登録センターについて、今後、感染が拡大した場合には、さらなる体制整備を進めていく考えであります。

道としては、こうした地域の対応力の底上げはもとより、道民の皆様に本道の厳しい実情をしっかりと伝えしつつ、医療逼迫を招かないためにも、自主的な感染防止行動のさらなる徹底や、軽症者の自己検査など、いわゆるセルフチェックを繰り返し呼びかけるなどして御協力をいただきながら、限りある医療資源の中でも、高齢者等の重症化リスクの高い方々お一人お一人に適切な医療を提供できるよう、地域の実情に即した医療提供体制の確保に向け、力を尽くしてまいります。

次に、病床の確保についてであります。今般の国の制度見直しは、制度開始直前に、唐突かつ詳細な説明もないまま、都道府県に示されたことにより、本道はもとより、全国的にも医療現場に大きな混乱が生じたことから、道では、全国知事会と連携し、弾力的な運用が可能となるよう、機会あるごとに国に対して働きかけを行ってきたところであります。

私自身も、先月16日に厚生労働大臣に直接お会いをして、本道の実情を訴えるなどしながら強く求めてまいりました。

こうした中、先般、国から、10月以降の病床確保料の取扱いを変更し、補助上限額を適用する要件を一部緩和するとともに、都道府県知事の判断で本制度の弾力的な運用を可能とする旨の通知が発出されたところであります。

道としては、この冬の感染拡大を想定し、引き続き、全体の確保病床数を維持していきたいと

の国の考え方を踏まえた上で、まずは、現行の病床確保計画に位置づけている病床を維持確保していくことを基本とし、現在、圏域ごとに各医療機関におけるフェーズごとの確保病床数の意向確認や役割分担の協議等を進めているところであります。

今後とも、地域の感染状況や医療従事者の欠勤状況なども日々モニタリングしつつ、専門家の方々や医師会をはじめ、関係団体の御意見も伺いながら、今月中をめどに計画の見直しを行い、入院治療が必要な方々が全道のどこの地域でも適切かつ円滑に医療を受けることができるよう、医療提供体制の確保を図ってまいります。

次に、ワクチン接種の促進についてであります。オミクロン株対応ワクチンは、国の審議会において、今後の変異株を含め、従来のワクチンを上回る感染や重症化予防の効果が期待されると評価をしていることなどから、小児接種を含め、より多くの道民の皆様に速やかに接種を検討していただくことが何より重要と認識しております。

道では、これまでも、小規模市町村における広域接種体制の調整や、道の接種センターにおいて、オミクロン株対応ワクチンとアレルギーに不安のある方などを対象とするノババックスワクチンの接種に取り組んでいるところであります。

また、小児接種の促進に資するよう、道教委等と連携をして、学校や幼稚園等への積極的な呼びかけに加え、子育て情報誌ともタイアップし、保護者の皆様を対象とした座談会を開催するなど、多様な手法により効果的な情報発信にも努めてきているところであり、ワクチンに関する理解が深まった、子どもの接種を前向きに検討したいといった御意見もいただいております。

引き続き、市町村における接種の進捗状況の把握に努め、適宜、支援するとともに、地下鉄の車内広告や街頭大型ビジョン、SNSなど、多様な媒体を活用しながら、若者など接種対象者にポイントを絞った集中的な広報を展開するなど、より一層積極的な取組を進めてまいります。

次に、追加の経済対策についてであります。長引く感染症の影響に加え、エネルギーや原材料価格の先行きは見通せず、暖房需要などが高まる冬場に向け、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境はさらに厳しくなることが懸念される中、社会経済活動の回復を確かなものとしていくためには、地域や事業者の皆様の声に真摯に耳を傾け、足元の影響緩和はもとより、将来の成長につながる取組をしっかりと後押ししていくことが重要であると認識しております。

このため、今般、低所得の方々を支援する福祉灯油事業の交付基準額を、昨年と同様、1.5倍に引き上げるほか、引き続き、感染状況を注視しながら、市町村や関係機関と連携し、国の総合経済対策や道の経済対策推進本部で把握した支援ニーズを踏まえ、暮らしの安心と経済の活性化に向け、物価高騰の影響緩和や需要喚起、人手不足への対応など、必要な追加対策を早急に取りまとめ、所要の補正予算案を本定例会に提案してまいります。

次に、人手不足対策についてであります。道内では、様々な業種において人手不足が深刻化する中、地域経済の活性化に向けては、DXの導入など、中小企業の生産性の向上、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人といった多様な働き手の確保、労働移動の促進に加え、地域事情に応じた働きやすい仕事の創出、普及のほか、魅力ある職場づくりに向けた意識改革も必要であ

ると認識をしております。

このため、道では、中小企業におけるIoTやロボットといった新技術の導入やデジタル技術活用等の取組への支援を行うほか、地域のニーズを踏まえた各種職業訓練、求職者向けキャリアカウンセリングやマッチングを実施するとともに、給付金付きの職場体験研修、異業種からの転職支援、外国人材の活躍促進、働き方改革を進める企業の認定などの取組を着実に進めるとともに、経済活動の活発化が見込まれる中、本道の魅力を生かした人材の緊急的確保に必要な取組を早急に検討してまいります。

次に、今後の経済対策についてであります。本道経済の先行きが見通せない中、今後、社会経済活動を成長軌道に乗せていくためには、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の方々の事業継続に向けた支援のほか、本道の強みを生かすことに加え、デジタル化や脱炭素といった社会経済の変化などに的確に対応し、生産性の向上や販路拡大に結びつけていくことが重要と認識しております。

来年度の当初予算は、いわゆる骨格予算となりますが、道としては、資金供給の円滑化や経営相談など、足元対策はもとより、地域経済を支える人材の育成確保に取り組みつつ、食や観光など、北海道ブランドの磨き上げや、新事業展開といった中小・小規模事業者の方々の競争力強化への支援など、環境変化にも強い地域産業の振興に資する施策を年度の切れ目なく展開し、本道経済のより一層の発展につなげてまいります。

次に、地球温暖化防止対策条例の見直しについてであります。2050年のゼロカーボンの実現に向けて、温室効果ガス排出の多くを占める事業部門での削減を進めていくためには、中小事業者の方々も含め、まずは、自らの事業活動に伴う排出量を把握していただき、削減の契機としていただくことが重要と考えております。

そのため、道では、条例で規定する排出量報告制度の効果的な改善と有効活用に向けてアンケート調査を実施したところであり、その結果も踏まえ、排出量報告を必須とするゼロカーボン・チャレンジャー制度に係る事業者の方々へのさらなる優遇措置を金融機関に働きかけるほか、新たに、ゼロカーボン関連事業をはじめ、できる限り多くの事業における公募型プロポーザル審査での加点や、排出量算出に関するセミナーの開催、相談窓口の設置、さらには、チャレンジャー制度との連携による報告の負担軽減といった、事業者の方々の取組促進につながる仕組みの検討を進めております。

また、施策の状況に関する議会への報告を新たに条例に規定し、条例の適切な運用と、道民の皆様や事業者の方々への幅広い周知が図られるよう検討してまいります。

次に、北海道グローバル戦略についてであります。長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略など、国際情勢の急速かつ大きな変化により、道内経済や道民の皆様の生活への影響が顕在化する中、グローバルリスクへの対応がより一層重要と認識しております。

このため、道では、庁内の体制を強化した上で、1次産業や観光、貿易などの経済分野をはじ

め、国際協力団体や学識経験者など、幅広い分野の方々に構成する有識者会議を10月に設置し、グローバルリスクが本道に及ぼす影響などについて御意見を伺いながら、これまで以上に機動的に対応していけるよう、グローバル戦略の見直しの検討を進めているところであります。

国際情勢は、刻々と変化し、迅速かつ柔軟な対応が必要であることから、道としては、引き続き、有識者の方々からの御意見を踏まえ、グローバルリスクに関する多角的な情報収集を進めながら、本道を取り巻く状況についての認識の共有を図り、今後の施策を検討し、効果的に展開できるように、今年度中に戦略の見直しに関する方向性を示してまいります。

次に、国民保護に関し、緊急一時避難施設の指定促進についてであります。国民保護法に基づき、道と札幌市は、ミサイルの爆風等からの直接の被害を軽減するため、まずは、住民の皆様が浸透している自然災害時の指定避難所となる学校等のうち、コンクリート造り等の堅牢な建築物のほか、地下施設などを緊急一時避難施設に指定してきているところであります。

こうした中、本年に入り、北朝鮮からの弾道ミサイル等の発射は既に30回を超え、本道は、これまでとは次元の異なる重大な脅威にさらされており、事前の備えとして、より多くの施設を確保していくことが重要であると認識しております。

このため、道では、全国知事会を通じて、国に対し、国有施設の積極的な開放や、都道府県による民間施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけの強化などを要望しているところであり、今後とも、国の動向も注視しながら、市町村とのさらなる連携の下、道有施設はもとより、民間の建物や地下施設等も一層活用するなど、施設の指定や、より分かりやすい周知に積極的に取り組むとともに、国との共同訓練はもとより、市町村独自の訓練の実施を働きかけ、道民の皆様の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

次に、巨大地震への対応についてであります。特別強化地域に指定された市町では、現在、避難施設等の整備に関する緊急事業計画の策定作業を進めておりますが、道としても、太平洋沿岸の4地域に設置した推進会議に参画し、開発局などとの連携の下、計画策定の支援に取り組んでいるところであります。

また、こうした支援と並行して、道では、現在、関係市町が整備を予定している施設等について、その箇所数や事業費などの把握に努めておりますが、国庫補助率のかさ上げ措置などがなされるものの、関係市町にとって大きな財政負担が生じることが見込まれるところであり、市長会、町村会などからも道に財政支援を求める要望が寄せられております。

私としては、こうした声をしっかり受け止め、巨大地震から道民の皆様の命を守る防災・減災対策を、関係市町との連携の下、早期かつ着実に推進していくため、緊急事業計画に基づく施設整備等の財政負担を軽減するための支援を行う方向で検討を進める考えであり、その具体的な内容については、今後の予算編成過程を通じ、取りまとめてまいります。

次に、北方領土返還に向けた取組についてであります。ロシアによるウクライナ侵略により、領土への国民の皆様の関心が高まっていることもあり、多くの方々に北方領土問題について理解を深めていただくことが一層重要となっております。

このため、道では、ICTの活用などによる情報発信の強化に取り組んでいるほか、先月、私から林外務大臣に対し、返還機運の醸成と国際世論の喚起を直接要望し、大臣からは、国際社会に我が国の立場が正しく理解されるよう努めるとの考えが示されたところであります。

さらに、昨日、元島民や全国の返還要求運動関係者の皆様などとともに、東京でアピール行進に参加し、早期返還を訴えてまいりました。

今後とも、国民の皆様お一人お一人に、我が国が今もなお未解決の領土問題を抱えているという事実を自らのこととして捉えていただき、また、国際的にも我が国の立場を理解していただくため、あらゆる機会を捉えて国内外へ北方領土問題を分かりやすく発信し続け、先人が切り開き、築いてきた、これまでの返還要求運動の歩みを止めることなく、粘り強く取り組んでまいります。

次に、北方領土隣接地域の振興についてであります。現在、来年度から始まる第9期振興計画について、隣接地域の皆様や国と連携を図りながら策定作業を進めているところであります。

計画の策定に当たっては、継続して取り組む施策はもとより、ロシア情勢による影響なども把握した上で、隣接地域にとって必要な施策を展開できるものとするのが重要であります。

このため、第9期計画においては、基幹産業である農業、水産業の振興や、豊かな地域資源を生かした観光の振興、教育施設の整備などの継続した取組に、ゼロカーボンやデジタル化の推進などの新たな社会環境の変化も加味し、計画に反映するよう検討を行っております。

現下の大変厳しい日ロ関係にあっても、グローバルな視点を持ち、隣接地域の皆様と十分に協議を重ねながら、返還要求運動の拠点として、安定した地域社会の形成に資する計画の策定を進め、隣接地域の着実な振興を図ってまいります。

次に、丘珠空港の将来像の受け止めなどについてであります。丘珠空港の将来像は、その実現により、新千歳空港に就航していない道外路線の開拓や、丘珠空港を結節点として道内外の路線が接続することによる観光やビジネスの新たな需要の創出が図られるほか、医療・防災機能の強化といった様々な効果が期待できるものと考えています。

こうした市の将来像は、新千歳空港と役割を分担し、相互に補完しながら幅広い分野で役割を果たすという、道の北海道航空ネットワークビジョンで掲げる丘珠空港の将来展望と方向性を同じくするものであることから、市の将来像の実現は、道のビジョンの実現にとっても重要なものと考えており、また、道内の各空港と連携することで、北海道全体の発展にも寄与するものと認識をしております。

道としては、札幌市が目指す丘珠空港の将来像の実現に向けて、協議会への参画はもちろんのこと、経済界の方々や北海道エアポートとも緊密に連携しつつ、まずは、国に対し、滑走路延伸等の機能強化について市とともに要請を行うなど、丘珠空港の将来を見据えながら、その一層の利活用と機能強化に取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。新型コロナウイルス感染症の流行などにより、これまでの日常が大きく変化し、デジタルの活用による迅速で効率的な対応が求

められる中、マイナンバーカードは、健康保険証との一体化が進められるなど、今後のデジタル社会を構築していくための基盤となるツールであり、一層の普及拡大が必要であります。

一方、国民の皆様の間には、個人情報の漏えいへの心配や取得の必要性を感じないといった意見があり、カードの普及促進に当たっては、そうした懸念の払拭や、メリットを実感していただくことが重要と認識しております。

このため、道としては、全国知事会と連携しながら、国に対し、セキュリティー対策について分かりやすく丁寧に説明することや、さらなる住民サービスの提供などを求めるとともに、市町村との連携を一層強化し、本庁担当部局が振興局とともに地域を訪問の上、申請機会の拡大や各種証明書のコンビニ交付サービスといった利活用の取組を積極的に働きかけるなど、マイナンバーカードのさらなる普及と活用拡大に取り組んでまいります。

次に、第4期北海道自殺対策行動計画についてであります。道としては、現行の自殺対策が道内の自殺者総数の減少につながったものの、近年、子どもや若者、女性の自殺者数が増加しているなど、依然として多くの貴い命が失われているといった北海道自殺対策連絡会議における検証、評価などを踏まえ、何物にも代え難い大切な命を守ることにつながる自殺対策の重要性を道民の皆様にご理解いただきながら、社会全体で取り組むことが重要と認識しています。

このため、次期計画では、社会全体の相互連携による包括的な支援などを基本方針とし、悩みを抱える方々を身近で見守り、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成や、若者、女性などが相談しやすいSNSの活用などを重点施策として位置づけることとしたところであります。

また、自殺の要因とされる失業や疾病などの項目について、都道府県や、道内の2次医療圏別の比較分析を行っており、自殺との関連性が明らかとされた要因については、必要な対策を計画に盛り込んでいく考えであります。

今後、道としては、道議会での御議論はもとより、パブリックコメントによる道民の皆様からの御意見を幅広く伺い、一人でも多くの大切な命を守るため、実効性ある計画を策定してまいります。

次に、事業再生等に対する支援についてであります。道内の中小・小規模企業の皆様は、感染症の影響の長期化や燃油・原材料価格の高騰などにより厳しい経営環境に置かれている中、来年度にはコロナ関連融資の返済が本格化し、一層の資金繰りの悪化が懸念されるところであります。

このため、道では、議会の御理解もいただき、求償権放棄条例の改正を今定例会に提案し、事業継続が困難となった事業者の方々が、私的整理手続で、事業再生など、新たなステージに向けて迅速かつ円滑に取り組むことができるよう、その再挑戦を積極的に応援してまいります。

また、今後とも、事業者の方々の経営の継続や資金繰りの安定化が図られるよう、金融機関に対し、返済条件変更等への柔軟な対応について引き続き要請していくほか、道の融資制度の利用促進や借換え、専門家派遣による経営支援、さらには、再チャレンジに向けた道や国の人材育成事業や、支援機関による創業相談対応といった支援策の利活用の促進など、各般の施策を進め、

厳しい経営環境にある道内の中小・小規模企業の皆様のそれぞれの状況に応じた的確な支援を全力で進めてまいります。

次に、アドベンチャートラベルの推進体制についてであります。道では、本道観光の主要な柱の一つであるアドベンチャートラベルを定着させるため、来年度から、世界中からの旅行者の皆様をお迎えするために必要な、国際的にも評価される新しいガイド制度を試行していくとともに、サミット開催に向け、地元市町村や観光関係団体、事業者の方々と連携し、冬季を含む通年での商品造成や品質の向上、プロモーションの強化を総合的に実施しております。

こうした取組を円滑に進めるため、アドベンチャートラベルの受入れを進める自治体に、新たにサミット開催の実行委員会に参画いただくとともに、本年9月には、経済部観光局にアドベンチャートラベル担当局長を配置したところであります。

今後、新しいガイド制度の本格的な運用や、サミットの成功とアドベンチャートラベルの推進に向け、必要な体制の充実が図られるよう検討を進めてまいります。

次に、建設産業振興施策についてであります。本道の建設産業は、就業者の方々の高齢化や若年者の入職が進まないなど、依然として厳しい状況が続いており、地域の安全、安心や、経済、雇用などを支える建設産業の方々が担う重要な役割を十分に果たせなくなることが懸念されるところであります。

このため、道では、関係団体の御意見を伺いながら、現行プランの評価、検証を行うとともに、北海道建設業審議会において御議論をいただき、充実強化が必要な施策について検討するなど、プランの見直しを進めてきたところであり、関係団体の皆様からは、社会的役割、魅力のさらなる発信や、長時間労働の是正を求める声のほか、審議会の皆様からは、デジタルトランスフォーメーションによる建設産業の変革は、若者を引きつけるチャンスであるなどの御意見をいただいたところであります。

また、先般、関係団体の皆様から、地域における課題などについて、私が直接お話を伺い、担い手不足に対する強い危機感を感じたところであります。

道としては、新たなプランにおいては、担い手の確保育成を早急に解決すべき重点課題と位置づけ、週休2日の導入促進などによる建設現場の働き方改革、ICTに精通した若手技術者育成への支援などによる生産性の向上、高校生の皆さんとの意見交換や就業体験の実施などによる建設産業への関心や理解を深める魅力の発信を三つの柱としているところであり、将来の担い手となる若者や子どもたちにとって、本道の建設産業の未来が魅力あるものとなるよう、教育機関や関係団体等との連携を図りながら、さらに検討を進めてまいります。

次に、食料安全保障の強化についてであります。食料は、人間にとって必須のものであり、食料安全保障は、国民の皆様一人一人に関わる極めて大切な問題であることから、その強化のためには、国内で生産できるものはできるだけ国内で自給していくことが重要であり、国際情勢の変化の下で、我が国最大の食料供給地域である本道の役割と期待はますます高まってきていると認識しております。

このため、道では、庁内に食料安全保障に関する推進チームを設置し、国との意見交換を通じ、農作物の増産や輸入代替への支援、輸出促進など、生産者の方々の経営を持続するよう提案を行っております。

小麦や大豆など輸入依存穀物や自給飼料の生産拡大、チーズなどの輸入品から道産品への置き換え、堆肥や稲わらなどの有機物資源の有効活用を進めるほか、食料安全保障に関する部署の充実を図ることとしており、今後とも、本道農業の持続的な発展はもとより、我が国の食料安全保障の強化に最大限寄与していけるよう、酪農への支援や道産農産物の需要喚起の取組など、必要な対策を早急に検討してまいります。

次に、水産業の振興についてであります。近年、主要魚種の不漁や燃油・資材価格の高騰など、本道水産業の経営を取り巻く情勢が厳しさを増す中、道では、海洋環境の変化の影響を受けにくい生産体制づくりや、操業の効率化、省力化を進めるとともに、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献していく必要があると認識をしております。

このため、ICT技術等の普及によるスマート水産業の展開、サケ・マス類の海中養殖やウニの陸上養殖などの事業化に向けた技術開発を急ぐとともに、本年11月、試験研究機関や漁業団体の方々などで構成するブルーカーボン推進協議会を立ち上げ、本道の優位性を生かした藻場の育成と吸収源対策の両立を図る具体的な取組を検討してまいります。

道としては、これらの新たな取組を次期水産業・漁村振興推進計画に位置づけるとともに、施策の推進に必要な組織体制の在り方を検討の上、漁業者の皆様が将来にわたって安心して漁業を営むことができるよう、環境と調和した持続可能な水産業、漁村の確立を図ってまいります。

次に、赤潮被害対策についてであります。道では、これまで被害を受けた地域の市町や漁業団体の方々と連携して、私自身が先頭に立って、国に対し、資源回復に向けた支援を粘り強く働きかけてきたところであり、今般、国の補正予算案に北海道赤潮対策緊急支援事業が昨年と同規模で盛り込まれたことは、継続した支援の必要性が理解されたものであり、本事業により対策が一層促進されると考えております。

道としては、本年7月に策定したロードマップに基づき、このたびの予算を活用しながら、全道の海域で赤潮プランクトンのモニタリングを行うほか、赤潮の発生を早期に察知する手法の開発や、漁業者の方々による漁場再生に向けた取組を加速するとともに、国に対し、地域の実情に即した活動への継続した支援や、より加入しやすい共済制度の見直しを要請するなど、引き続き、複数年にわたる対策を効果的に進め、漁業者の皆様が将来にわたり安心して漁業を営むことができるよう取り組んでまいります。

最後に、森林整備の推進についてであります。道では、森林吸収源対策推進計画の目標を達成するためには、利用期を迎え、二酸化炭素の吸収量が減少する森林を対象として、計画的な伐採と着実な植林を進めることが何より重要と考えており、コンテナ苗やクリーンラーチの導入による植林本数の低減や、機械化などによるコスト縮減に取り組むほか、森林所有者の方々の植林費用の負担軽減を図りながら、植林面積の増加や労務費などの上昇に適切に対応し、森林の若返

りを積極的に推進してまいります。

また、植林等の実施により確保した森林吸収量については、新たに道有林の一部において、航空レーザー測量の活用により森林面積や樹木の成長量を効率的に把握し、大量のクレジットを創出することで、さらなる森林整備につなげていく取組を試行的に実施し、得られたノウハウを道内の市町村や企業等に普及する考えであります。

今後とも、関係機関と一体となって、ゼロカーボン北海道の実現に貢献する活力ある森林づくりを一層進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。

○保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君（登壇）道政上の諸課題に関し、ケアラー支援についてでございますが、条例に掲げる、全てのケアラーとその御家族が夢や希望を持って暮らすことのできる地域社会の実現を目指していく上で、現状では、道民の理解が十分とは言えないことや、周囲に悩みを相談できず、孤立しがちといった課題があることから、まずは、ケアラーを取り巻く実情や支援の必要性への理解を広げ、学校現場では教員等、地域では介護事業所の職員や民生委員、児童委員など、周囲が早期に気づき、協力して支援につなげていく身近な環境づくりを進めていくことが必要と認識いたしております。

このため、今般策定する第1期目の推進計画では、市町村や学校などの関係機関、道内に広く店舗等を展開している企業等と幅広く連携し、ケアラー支援の理解促進や、地域包括支援センターなど相談先の明確化、さらには、ケアラーに寄り添う人材の育成、子どもの権利と利益を尊重した相談しやすい環境づくり、交流拠点の整備促進などの具体的な取組を盛り込み、これらの実効性が確保されるよう、数値目標を設定することとしております。

道といたしましては、今後、これらの取組の実施状況を推進管理するとともに、新たな課題への対応など必要な見直しを行いながら、着実に施策を推進し、ケアラーの方々が悩みや負担を抱えることなく、将来にわたり安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）船橋議員の御質問にお答えをいたします。

教育問題に関しまして、まず、いじめ問題への対応についてであります。いじめは、未来ある子どもたちの命や心を深く傷つける深刻な問題であり、学校、家庭、地域、行政等が連携協力をし、社会全体でいじめ問題を克服していくためには、本道の現状や課題、社会情勢の変化を的確に捉え、いじめ防止基本方針を見直し、必要な取組を進めることが重要であります。

道教委といたしましては、本道において、全ての学校が法に基づいて設置をするいじめ対策組織によるいじめの認知及び早期対応や、長期化、深刻化した事案への対応、道教委と市町村教育委員会との連携協力体制などに課題があると考えております。

基本方針の改定に当たりましては、いじめ問題審議会や道民の皆様の御意見をお伺いするとともに、議会での御議論を踏まえ、道関係部局と連携をし、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義に基づきいじめの認知の徹底、関係法令に基づく学校、教育委員会における被害児童生徒に寄り添った対応の徹底、市町村長と市町村教育委員会の連携強化に向けた総合教育会議の効果的な活用などの観点から基本方針を見直し、学校と設置者の一層の連携と迅速かつ組織的な対応による事案の長期化、深刻化の防止の徹底を図り、いじめ問題に一層危機感を持って、本道の子どもたちの命と心を守る取組を進めてまいります。

次に、部活動の地域移行についてであります。中学校における部活動の地域移行は、生徒一人一人の望ましい成長のために、学校及び地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指して行うものであります。現在、道内において約6割の市町村が地域移行の検討に着手をしたところであります。

このたびお示しをしている、仮称でございますが、北海道部活動の地域移行に関する推進計画の素案において、国のガイドラインに基づき、令和5年度から7年度までを計画期間とし、道教委として、取組例の普及及び市町村間の調整、人材バンクの整備、道立施設を含めたスポーツ・文化施設の確保の検討、大会、コンクール等の見直しの要請などに取り組むほか、地域移行までの間、部活動指導員の効果的な配置や地域の人材の活用などにより、地域と連携した部活動について引き続き指導することとしております。

今後とも、各市町村の状況をきめ細かく把握しながら、全国都道府県教委連と連携して必要な財政措置等を国に引き続き要望するとともに、それぞれの実態に応じた提案や支援に努めるなどして、全ての市町村が地域移行を進められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 船橋賢二君。

○46番船橋賢二君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事及び教育長からそれぞれ御答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり指摘をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

感染症の拡大が続く中、インフルエンザとの同時流行に備えた外来医療体制整備計画などの整備や、病床確保、ワクチン接種の促進など、新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応を伺い、知事からは、地域の医療機関へ実情に応じた診療をお願いしつつ、通常医療への影響や医療機関の負担を極力軽減するため、陽性者登録センターの機能を拡充し、重症リスクの高い方々に適切な医療を提供できるよう取り組むなどの答弁があったところであります。

新規感染者が高止まりし、病床使用率も50%を超え、死亡者が過去最多となるなど、かつてない感染状況にあり、今後、年末年始を迎え、人との接触機会が一層増加することから、医療の逼迫が懸念されるところであります。

道民の皆様が安心して社会生活を送り、必要な医療を受けることができるよう、外来医療体制の整備はもとより、病床についても、計画上ではなく、実際に運用できる必要数をしっかり確保

していく必要があることを指摘いたします。

また、小児を含めたワクチン接種についても一層の促進が求められておりますので、効果的な情報発信を工夫するなど、積極的に対応するよう、併せて指摘をしておきます。

次に、国民保護についてであります。

今年になって北朝鮮による弾道ミサイル発射が相次ぎ、本道近海にも落下したと推定されており、道民の危機感は従来になく高まっていると考えられます。

今定例会の冒頭でも、道議会として、こうした北朝鮮の行為を非難する決議を行ったところであり、道としても、国に対し、最大限の外交努力を含めた抜本的な対策を求めることはもとより、国民保護の観点から、地方自治体の立場でしっかりと役割を果たしていく必要があります。

知事からは、武力攻撃事態を想定した緊急一時避難施設の指定やその周知に積極的に取り組むとともに、訓練実施などを市町村に働きかけていく旨の答弁がありました。道民一人一人が武力攻撃事態を自分自身にとっての現実的な脅威と認識し、万が一、Jアラートが鳴り響いた場合には、その時々状況に応じた適切な行動を確実に取れるよう、意識づけすることが重要であると考えます。

今後、道が、先ほど答弁のあった国民保護に関する様々な取組を進める際には、道民の皆様の意識づけに資するものとなるよう特に留意すべきであります。このことを指摘させていただきます。

次に、自殺対策についてであります。

先ほどの質問の中では、自殺対策に関するこれまでの検証結果や、子どもや若者、女性の自殺者が増加傾向にある道内の状況を踏まえ、次期自殺対策行動計画をどのように策定するのかと伺い、知事からは、社会全体の相互連携による包括的な支援を基本として、悩みを抱える方を身近で見守り、支援につなげるゲートキーパーの養成や、若者、女性が相談しやすいSNSの活用などを重点施策として位置づけるとの御答弁がありました。

自殺に至る要因や背景は様々と考えられますので、担当部局に限らず、広く関係者が連携しながら、社会全体で対応することが必要であります。

特に、子どもについては、いじめなどが原因となって重大事態につながる事例も見られますので、学校など教育関係者との連携が必要不可欠であります。

道教委に対するいじめ防止基本方針の改定に関する質問では、教育長から、学校と設置者が連携し、迅速かつ組織的な対応による事案の長期化、深刻化の防止の徹底を図り、危機感を持って子どもたちの命と心を守る取組を進める旨の答弁がありました。

子どもの命を守るためにも、道と道教委が一層連携を強化し、子どもが自殺に至ることのない社会の実現に全力で取り組むべきであり、この点を強く指摘させていただきます。

次に、食料安全保障の強化についてであります。

我が国の食料安全保障の強化に向け、本道農業の役割とその実現に向けた取組を伺い、知事からは、食料安全保障に関する推進チームによる国との意見交換を通じて提案を行うほか、道とし

ても、小麦、大豆などの生産拡大に取り組み、食料安全保障の強化に最大限寄与できるよう、酪農支援や道産農産物の需要喚起など、必要な対策を早急に検討する旨の答弁がありました。

食料安全保障の強化に向けては、狭隘な国土と厳しい自然条件の制約などから、輸入品に比べ、コスト高になりがちな国内生産を拡大する必要があり、国民全体でその負担を分かち合うことについて、国民各層の幅広い理解を得ながら進めていくことが必要であります。

また、燃油や飼料、肥料などの生産資材の高騰によって、生産者からは、経営継続が極めて厳しいとの声が寄せられており、特に、酪農経営は、需給緩和によって生乳生産をさらに抑制せざるを得ない状況となっております。

生産者が安定的な食料供給に取り組み、我が国の食料安全保障に寄与できるよう、できるだけ速やかに本道農業の将来的な役割を明らかにするとともに、当面必要となる対策を早急に講じていかなければなりません。このことを強く指摘しておきます。

次に、経済対策に関し、追加対策の措置等についてであります。

昨今の物価高騰や円安が道民生活や企業活動に深刻な影響を及ぼしており、こうした厳しい状況を踏まえ、国の総合経済対策に呼応した対策予算の速やかな提案を求めたのに対し、知事からは、追加予算を今定例会中に提案する旨の答弁がありました。

また、知事の改選期であっても、現下の厳しい物価動向等を踏まえ、経済を下支えする対策予算を年度の切れ目なく実施する必要性を指摘し、考えを伺ったところ、知事からは、骨格予算であっても、必要な施策を年度の切れ目なく展開していく旨の前向きな答弁があったところであります。

このたびの物価高騰が、厳しい冬を迎える道民の生活に不可欠なエネルギー価格や、食料品をはじめとする生活必需品など、多様な商品やサービスに及んでいること、さらには、原材料などの輸入価格高騰がサプライチェーンの各段階で事業者の仕入価格にも強いコスト上昇圧力となっていることなどを十分考慮し、道民生活や企業活動を幅広く支える対策となるよう、また、来年度以降も持続的な効果が期待できる対策となるよう、取りまとめるべきと考えます。このことを指摘しておきます。

最後に、人手不足対策についてであります。

経済回復が徐々に進む中で、人材不足が深刻化しており、建設産業をはじめ、医療・介護分野や観光関連産業など多くの企業経営者の方々から、人材確保の先行きを懸念する切実な声が寄せられております。

この点については、従来の取組を着実に進めるとともに、緊急の取組を早急に検討するとの答弁があったほか、建設産業に関しては、担い手確保などに重点を置いた振興策の検討を進める旨の答弁がありました。雇用のミスマッチ解消や、地域の実情に応じた労働移動の円滑化、企業のニーズに即した職業訓練の実施、デジタル化といった時代の要請に応えられる職業能力の獲得、さらには、外国人材の安定的確保といった人材に関する様々な課題は、いずれも人口減少が避けられない状況を踏まえると、将来の本道経済や社会の維持発展に対するボトルネックとなり

かねないものであると考えます。

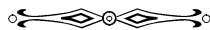
当面の人手不足対策はもとより重要であります。今後、深刻化が懸念される人材に関する諸課題を本道経済の発展にとっての構造的な課題として捉え、中長期的な視点から、全庁が一体となって、その解決に全力で取り組むべきであります。こうした点についても指摘をさせていただきます。

以上、指摘した事項を含め、引き続き、我が会派としてただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 船橋賢二君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩



午後1時1分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

島山みのりさん。

○35番島山みのり君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合を代表して、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、知事の政治姿勢についてです。

11月28日の総合政策委員会で、令和4年度政策評価の結果が報告されました。

基本評価は、7月1日現在の進捗状況に基づき評価したものでありますが、今年度の4分の1しか経過していない事業に対して、総合判定は「やや遅れている」「遅れている」とされ、また、今年度、残り4か月の時点で、次年度に向けた対応方針が示されています。いささか、これには違和感を感じるわけですが、知事の所見を伺います。

また、この「やや遅れている」「遅れている」と判定された38の施策は、今年度においては目標が達成できなかったものと理解してよいのか、重ねて伺います。

次に、2次政策評価ですが、施策と関連する事務事業は、政策実現のため、施策目標の達成に向けてさらに意見を付された52の施策と144の事務事業があり、その多くが、「総合計画の政策目標の実現に向け、取組の一層の推進を検討すること。」、ないしは「効果的・効率的な執行体制の構築を進めること。」になっています。

つまり、評価を受け、意見が付された196の施策、事務事業は、目標が達成されておらず、関連する政策も実現していないということになります。

これらについては、昨年度改定となった北海道総合計画の計画期間の最終年度である2025年度までに達成できればよいというものでもなく、早期達成に向け取り組んでいくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

知事は、昨今、情報発信のツールとしてSNSを多用しているようですが、一方的な発信だけ

では、道民との信頼関係は結べません。

最近は、「ピンチをチャンスに」という知事の代名詞の出番がめっきり減って、代わって台頭してきたのは、「それは国の責任で」とか、「それは国において」という言葉です。

知事が記者会見や議会でどのように対応しているのか、政策を考えるプロセスをいかに大切にしているのか、議会で白熱した議論が展開されているのか、こうしたこと一つ一つが、道民が道政に関心を寄せ、共に考えるきっかけとなるのではないのでしょうか。

国を頼り切るのではなく、本道にとって何が必要なのか、限りある資源を活用して、独自の戦略を道民とともに創造することが求められていると考えますが、現在の知事の道政運営はどう構築されているのか、所見を伺います。

先月11日に第20回統一地方選挙の日程を定める特例法が参議院本会議で可決成立しました。これにより、知事・道議選挙は、2023年4月9日に行われることが決まりました。

知事は、次の選挙に出るのか出ないのか、表明していませんが、マスコミ各社は、再選出馬は自然な流れと報じています。出馬表明のタイミングは、選挙情勢に大きな影響を与えるものです。

また一方、岸田政権は、支持率も低迷する中、起死回生に向け、衆議院の解散総選挙に打って出るのではないかと憶測が、まことしやかにささやかれています。

こうした情勢を踏まえ、知事は出馬についてどのようにお考えなのか、所見を伺います。

そして、危惧するのは、冒頭に触れたとおり、政策評価制度によるその結果は、いずれも道半ばのものばかりであって、それを放り投げるのは、知事としても問題なしとはしないはずで

す。残りの任期で政策課題の解決にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、11月15日、道内の日別新規感染者数は1万人を超え、死亡者数も34人と最多を更新しました。知事は、その日の記者会見で、第8波ということではないかとおっしゃいました。

これまで、感染拡大、流行期を表現するキーワードとして、「波」という言葉が用いられてきましたが、一方で、いまだに波の始まりと終わりの基準、根拠が判然としません。今回は何をもって第8波としたのか、逆に言えば、第7波はいつ終了していたのか、伺います。

現状、新たな行動制限がない中で、波は、道民の注意喚起を促す契機となり得ますが、このタイミングで発したことにはどのような意図があるのか、併せて伺います。

道は、11月29日の対策会議において、重症病床使用率が低いことを理由に、地域の実情に応じた医療ひっ迫防止対策強化宣言の発出を見送りました。

道内での10万人当たりの新規感染者数は、10月26日以降、全国最多の状況が続き、11月11日以降は過去最多を更新していたにもかかわらず、道としては何の対策も打ち出してきませんでした。

1か月以上も言わば放置していたことは、適切な対応とは言えないのではないのでしょうか、知事の所見を伺います。

また、国の対処方針が決定しなければ何もしないのであれば、あえて道が有識者会議を設置する意義はどこにあるのでしょうか。感染急拡大に速やかに対応できる環境整備が必要と考えますが、今後どう取り組んでいくのか、伺います。

10月11日以降、全国旅行支援事業が開始され、多くの観光客が道内の観光地を訪れました。

旅行支援事業を利用した方の感染について、どの程度が宿泊療養施設や入院となっているのか、現状について伺うとともに、今回の感染拡大と旅行支援事業の関係について、知事はどのような評価をしているのか、伺います。

道内の新規感染者数が連日1万人前後で推移する中、全道各地で、感染や濃厚接触などが原因で医療従事者が出勤できない事態が発生しています。

通常診療の休診や救急医療の受入れ困難事案など、大きな影響を及ぼしていますが、知事として医療逼迫の現状をどのように認識しているのか、伺います。

また、早期に支援、改善に向けた対応をすべきと考えますが、どう取り組むのか、所見を伺います。

厚生労働省は、ワクチンの接種間隔を3か月に短縮し、接種率向上を促進しようとしたものの、オミクロン株対応ワクチンの接種率が、11月30日現在、全国で19.2%、道内で19.8%と伸び悩んでいます。

調査会社によると、副反応への不安に加え、ワクチンの有効性を疑問視する声がここに来て増加しているとのことです。

先日の道コロナ対策会議では、北海道ワクチン接種センターにおけるオミクロン株対応ワクチンの接種について、12月3日以降の予約受付を予定より早く開始することや、年内に希望する方が全員接種できるよう、多様な媒体による広報を進めるとしましたが、札幌市内では予約が取りにくい状況が続いています。

道として、市町村と連携し、接種を希望する方の利便性を考慮した体制整備が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

知事は、11月18日に関係省庁に行った要請において、政府は、この秋以降の感染拡大が夏のオミクロン株と同程度の感染力、病原性の変異株によるものであれば、飲食店や施設の時短、休業は要請しないこととされているが、基本的対処方針においてもその取扱いを明確にすることを求めました。

そうであれば、営業時間延長やお酒の提供といった当初の第三者認証店のメリットはなく、認証制度自体の取得が停滞すると考えられます。

これまで6億円ほどの予算が使われてきたわけですが、第三者認証制度の見直しや継続の可否の議論を早急に行うべきと考えますが、知事の所見を伺います。

2020年2月に道内最初の新型コロナウイルス感染確認以降、既に8回にわたる大きな波となっています。

海外では、マスク着用や濃厚接触者の待機などの対応をしている国も僅かとなり、社会経済活

動の正常化に向けた動きが加速しています。

ワクチン・検査・医療提供体制も徐々に整いつつある中で、現在の感染者、濃厚接触者の行動制限を伴う対策からの出口を探り、道民に対し道筋を示すべきと考えますが、今後の出口戦略の道筋について、知事の所見を伺います。

知事は、就任して以来、道財政の健全化に向けて様々な取組を進めてきたものと承知していますが、先般確定した2021年度の決算でも明らかになったとおり、依然として毎年度の収支不足は解消されず、実質公債費比率は、地方公共団体財政健全化法に基づく比率の算定が開始されて以降、全国最下位のままであり、将来推計を示すグラフも就任前とおおむね同じ形です。さらに、道債残高は6兆円の太台に乗る勢いであります。

道民は、知事に、夕張市長時代の経験を生かした財政運営のかじ取りを期待していたのではないのでしょうか。少なくとも、数字上は、知事就任後の取組の明確な成果は出ていません。

知事は、就任後の御自身の財政運営の成果についてどのように認識されているのか、伺うとともに、今後の財政健全化にどう取り組むのか、伺います。

近年、異常気象などにより、豪雨や大雪は珍しいものではなくなっています。

今年2月の大雪で、JRが運休し、新千歳空港に滞留者が出たことは記憶に新しいですが、大雪の災害対策はもとより、新千歳空港の滞留者を安全に移動させることや、対応する対策案の強化が必要と考えます。

10月に関係者による会議が空港で開かれ、バスによるピストン輸送などの改善策がまとまりました。ただ、会議では、実際の運行を担うバス会社から、高速道路が止まればバスに閉じ込められる、空港にとどまったほうが安全ではなどと懸念の声が上がり、実効性にはなお課題が残ります。

今年2月のように、空港での人の滞留が解消されないことを理由に、新千歳空港着の飛行機が欠航するという事態が生じないよう、今後どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

第3回定例会予算特別委員会において、骨髄移植のドナー支援について伺いましたが、知事からは、協力者へのメッセージ送付にとどまり、具体的な支援や休暇制度の導入には至りませんでした。

他人同士では数百から数万分の1と言われる白血球の型が一致しても、半数近くの方が仕事を理由に都合がつかず、提供を断る現状となっています。

また、全国47都道府県のうち、提供ドナーへの助成を行っている自治体の一つもないのは、北海道だけです。知事として、早急に、ドナーや、ドナーがいる企業への財政的な支援や休暇制度の整備が必要と考えますが、所見を伺います。

今年9月、静岡県認定こども園において、送迎バスに3歳女児が置き去りにされ、死亡するという痛ましい事件が起きました。こうした送迎バスに取り残される事案は、死亡事故とはならないまでも、全国各地で起こっています。

保育園や幼稚園、認定こども園、幼児教育施設などに勤務する保育士や教諭の質の問題や、そもそも保育士自体が不足しているという声も地域から伺っています。

保育士確保に向けましては、処遇を含めた働く環境の改善が急務と考えますが、保育・幼児教育における保育士、教諭の質の向上と処遇改善などに対する知事の所見と今後の対策について伺います。

親が育てられない子どもを匿名で預ける赤ちゃんポストは、誰にも相談できず、たった一人で悩む妊婦や、誰からも愛されることなく遺棄され、亡くなっていく赤ちゃんの大切な命を救うためのセーフティネットです。

東京でも、医療法人が2024年秋に江東区に新設を予定する産婦人科診療所での開設を検討中で、小池都知事も、課題を整理して官民連携を進めると、前向きな発表をしています。

このような動きを踏まえた上で、道としても、赤ちゃんポスト設置に向けた検討を進めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

北海道経済を取り巻く環境は、日々厳しさを増しており、原材料の価格高騰や急激な円安が本道の経済活動に深刻な影響を及ぼしています。

このような状況から、本道の企業、団体、個人事業主などは、経営戦略を見通すことが困難な状況に置かれており、経営努力も既に限界に来ているものと考えます。

また、冬の季節を迎え、エネルギー高騰はさらに生産活動に大きな負担となることから、生産活動を支えるために総合的な支援が必要と考えますが、国の総合経済対策への対応を含めて、どのような対策をお考えなのか、知事の所見を伺います。

新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格の高騰などによって、財務体質が脆弱な中小・小規模企業においては、この年末を乗り切るために、多角的な支援を強力に進めることが重要と考えます。

さらに、さきに申し上げた様々な要因から、本道の景気後退が企業経営を圧迫し、既にある債務の返済が困難となる事業者の増加が懸念されることから、債務の返済条件の変更や借換えなど、弾力的な対応が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

コロナ禍により、リモートワークやフレックス制など、新しい働き方や新しい生活様式など、働く環境が変化をしています。

道では、この変化の中でも、事業の継続や発展、機会の確保につなげるため、様々な課題を抱える道内の自治体、事業者と、課題解決につながるスタートアップ企業のマッチングを図り、課題解決に向けた実証実験をサポートしていますが、その社会実装についてはどのような支援を行う考えなのか、伺います。

こういったスタートアップ企業も重要ですが、北海道の経済を支えている中小・小規模企業の事業承継は、課題解決がされないまま、後継者不足でやむなく廃業する事案もいまだ散見されます。円滑な事業承継につながる支援のさらなる充実が求められますが、知事の所見を伺います。

アドベンチャートラベル・ワールドサミット ― A T W S が来年9月に北海道で開催されま

す。

昨年9月にATWSバーチャル北海道が開催されましたが、このたびは世界中のAT関係者が一堂に会するリアル開催であり、約60か国から約800名の関係者が参加し、4日間にわたり、AT体験や商談会、また、セミナーなどが行われる予定となっています。

しかしながら、当の道民や市町村につきましては、現時点では全く盛り上がっていないように感じます。

アドベンチャートラベルを北海道に定着、発展させるためには、何より道内の市町村と道民の理解が欠かせないと考えますが、どのように取り組まれる考えか、伺います。

次に、エネルギー政策について、2021年12月、秋田県沖及び銚子沖を対象エリアとする洋上風力の入札があり、その落札価格は、最も低いもので1キロワットアワー当たり11円99銭でした。洋上風力は30円ほどが相場であったので、まさに価格破壊的な額であり、化石エネルギーよりも洋上風力の発電コストのほうが安い時代が日本にも到来しています。

現在のエネルギー危機や気候変動への対応が必要な状況は、北海道の持つ付加価値を向上させるチャンスと言えます。

洋上風力の拠点エリアでの産業集積化や、バイオマスによる農林業の基盤整備など、可能性はたくさんあり、道民が参加するエネルギー事業と産業をつくり上げる必要があるのではないのでしょうか。

そこで、国の先を行く大胆で野心的な道や市町村の政策が必要となっていきますが、知事からの発信はまだ弱く感じます。北海道の営業のトップとしてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

企業局では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度——FITの利益の一部を活用し、道内における新エネルギー導入などの加速化を図る目的で、一般会計の北海道新エネルギー導入加速化基金に2017年度から5年間で60億円を繰り出していますが、これまで繰り出した基金がどのように使われ、どのような効果を上げたのか、また、どのような課題があり、これに対してどう取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

また、ゼロカーボン北海道の推進には、様々なノウハウを持つ企業局が主体となって取り組むべきであり、基金への繰り出しを見直し、独自事業の拡大による再エネの普及拡大を目指すべきと考えますが、公営企業管理者の所見を伺います。

経産省は、原発停止中の期間を運転期間から除外する方向で検討することを決めたとの報道がありました。運転を停止している間も、原子炉を含めた各機器や配管は中性子にさらされ、劣化は進んでいます。

既存の原発は、40年を耐用年数としており、20年延長するだけでも安全性に疑問を持たざるを得ませんが、延長ありきの姿勢について、知事の所見を伺います。

政府の中央防災会議が9月30日に開催され、道内は、39の市と町が特別強化地域に指定されたところです。その後、道は、国交省北海道局などと連携し、39の市町の幹部と面談をし、課題や

要望を聞き取ったと承知しています。

まずは、各自治体との面談でどのような課題、要望が出され、道としての財政的支援も含め、それに対しどのように解決していくのか、また、今後のスケジュールについても併せて伺います。

建設産業を取り巻く状況は、国が進める防災・減災、国土強靱化対策、さらに、ICTやDXによる生産性向上を積極的に進めるなど、機能強化、体制整備が強く求められています。

しかし、一方では、担い手不足が深刻な状況となっており、地域の安心、安全な生活の維持確保に重要な役割を果たしてきた建設産業の未来に懸念が生じる状況となっています。

現在、道では、建設産業の振興に対する新たなプランの策定に向け、作業を進めていますが、特に人材の確保育成に関しましては、道内の新規高卒者の求人充足率は16.9%と、全産業別で見ると最低の数値となっています。より実効性のある具体的な対策を講じるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、建設産業が社会的な役割と責任を果たし続けるためには、働き方改革をより積極的に進めるとともに、建設現場における生産性向上を図っていくため、より実効性のある力強い新たなプランを策定すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

近年、お米やてん菜、牛乳など、国内需要や消費量に応じた国の減産政策が後を絶ちません。国による安易な減産政策は、これまでの貿易政策などで見られるように、他品目においても、いつ減産の対象となるのか、不安は払拭されない状況です。

知事には、本道の基幹産業である農業振興に向けて、生産力の向上に努め、食の安心、安全を守るために尽力すべき使命があります。

今般の資材高騰で農業経営も厳しさを増す中、持続可能な産業へと確立させる上からも、減産に対しては、それに見合う所得補償をしっかりと講じなければ、生産者の意欲と農業生産の持続性を確保していくのは難しくなります。

知事は、本道が担う我が国の食料基地としての役割をもっと積極的に国に訴え、農業生産を減らすような政策には断固反対し、未来ある農業政策を積極的に発信するべきと考えますが、所見を伺います。

円安やウクライナ侵攻に伴う物価高の影響で、飼料や機械などの価格上昇に加え、国の貿易政策や運送費高騰が追い打ちをかけています。

さらに、コロナ禍による外食需要の低迷で生乳の生産を増やすことができない上、乳牛の子牛の市場取引価格が大きく下落しており、現在、生産者は極めて厳しい状況に置かれています。

飲用向け生乳の販売価格が1キログラム当たり10円上がりましたが、それも本道の生乳の約8割が加工用に回るため、農家が受ける恩恵はほとんどありません。

道による飼料高騰対策では不十分との声が多く、この厳しい状況を乗り切るためには、さらなる支援が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

あわせて、酪農振興を今後どのように図っていくのか、伺います。

近年、健康志向やコロナ禍の影響によって、国内の砂糖の需要が減少している中で、北海道糖業本別製糖所が今季で生産を終了することになりました。

この状況の中、農林水産省は、てん菜の生産農家などに支給する交付金の対象生産枠を2026年度までに9万トン減らすことを示していますが、てん菜生産は、現在の輪作体系に極めて重要な作物です。それと同時に、生産農家にとって基幹作物であることから、営農に大きな影響を及ぼし、ほかの作物への転換が迫られることとなります。

赤字が膨らみ続ける糖価調整制度に依存し続けている現状に鑑みますと、2027年度以降も、交付金対象生産枠のさらなる削減や減産、製糖工場再編などが進む懸念がありますが、地域の農業や経済を守る上から、このような施策がさらに進められることは断じて許されるものではありません。

国と横並びで生産抑制を一方向的に押しつけるだけではなく、てん菜糖の安定供給に向けた喫緊の対策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

木材の輸入量の減少と価格の高騰が続いた、いわゆるウッドショックは、今年度に入って、これまでに比べて落ち着いてきているとの声を聞く一方、カラマツなどは、旺盛な需要が続いていると承知しています。

道内におきましては、これまでの急激な情勢変化を踏まえ、資材の安定確保や調達リスクの分散などの観点から、入荷量が不安定となる輸入材に代わり、道産木材を使いたいという企業も出てきています。

こうした声に応えていくためにも、建築材の生産に係る経費増大への支援や道産木材の供給体制の強化により、工務店などが求める道産建築材を安定的に供給する取組を進める必要があると考えますが、所見を伺います。

国では、CO₂などの排出削減量や吸収量をクレジット化するJ-クレジット制度について、より効率的に森林由来クレジットを創出できるよう制度改正するなど、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進んでいます。

こうした森林整備につながる取組も重要であります。道内で数十年かけて育成され、CO₂を吸収してきた木材を利用し、その中にCO₂を長い期間固定することは、排出量の抑制につながる重要な取組です。

近年、商業施設や事務所など、民間施設にも道産木材を利用する企業が増えていますが、道が積極的に建築物の木造化などを促進し、道産木材のさらなる需要拡大を図るべきと考えますが、所見を伺います。

昨年、日高から根室の太平洋側に甚大な漁業被害を及ぼした赤潮から1年が経過しました。

国では、10月に閣議決定した物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に、赤潮からの水産資源の回復に向けた支援が盛り込まれ、第2次補正予算案では、北海道赤潮対策緊急支援事業が盛り込まれています。

今年は幸いにも太平洋海域での赤潮被害は発生していませんが、漁業関係者からは、昨年の赤

潮被害からの生産回復支援をはじめ、経営を維持するために必要な支援が求められています。

そこで、漁業共済、積立ぶらすの弾力的な運用や、継続的な赤潮対策費の確保など、漁業者が諦めずに済むよう、経営安定に向けた取組が極めて重要となります。今後どのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

慣習や理念などは、地域社会、学校、企業、家庭など、ありとあらゆる場面に存在し、私たちの生活に深く根づいています。こうした従来の慣習や理念は、現在では、取り巻く環境が大きく変化し、少しずつずれが生じてきています。

例えば、SDGsと整合が取れないようなものも見受けられます。さらに言えば、こうした慣習や理念、地域社会における伝統的な価値観などが、人権施策推進への無意識の妨げとなっている場合もあります。

昨年7月に改定された北海道人権施策推進基本方針におきましても、人権尊重という基本理念を道が策定または改定する計画やプランに反映させることによって、人権が尊重される地域社会の実現を図ることとしていると承知します。

この方針に基づいて、道自らが率先して、道における全ての計画、事業、施策などを総点検することで、時代に即した社会通念や道民意識の変化を醸成するのではないのでしょうか。

これまでの道における点検、取組などの状況と、それらを踏まえ、どのように民間や地域における取組に対しアップデートを促していくのか、今後の方向性も併せて、知事の所見を伺います。

道は、道民や事業者とゼロカーボンに向けた認識共有、機運醸成、行動喚起を掲げ、2030年度までに温室効果ガス48%削減を目標としています。

先月、「ゼロカーボン北海道」に係る道民意識調査の結果が公表されました。その結果、ゼロカーボンという言葉や、北海道の削減目標の認知度、ゼロカーボンを意識した行動は、若年層ほど低い傾向であることが分かりました。

来年4月、札幌で開催されるG7気候・エネルギー・環境大臣会合を機に、調査結果を踏まえたさらなる取組強化が必要と考えますが、所見を伺います。

旧統一教会の多額献金や靈感商法をめぐる問題は、教団と政治家との関係性に国民が抱いた疑念を背景に、政府の対応が加速化しています。

被害者救済新法は、現在、国会において審議中であり、成立時期は不透明な状況であります。

一方、道内にも、高額寄附による家庭崩壊や生活困窮、宗教2世などの深刻な被害に遭われた方が数多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

誰にも打ち明けられず、日々、悩み苦しんでいる道民からの相談に対し、道としても独自の対応が必要と考えますが、道政相談センターにこうした問題について一元的に相談を受け付ける機能を持たせるなど、道民からの相談体制の強化充実を図るべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、今回、改めて顕在化した旧統一教会による靈感商法問題に限らず、日頃から、契約など

に関するトラブルなどの相談につきましては、北海道立消費生活センターをはじめ、各地域の消費生活センターや消費者協会において対応してきたものと承知しています。

こうした相談窓口に対し、救済新法の成立を契機とした相談件数の増加も見据え、今後、一層の体制の充実強化を図るべきと考えますが、知事の所見を伺います。

道は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律、及び、国の基本方針に基づいて、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画は5年ごとに策定され、1983年から40年間にわたり、隣接地域の振興に取り組んできました。

道では、現行の第8期振興計画が今年度で終了することから、第8期計画の検証を行うとともに、第9期の計画策定に向けた検討を進めていると承知しますが、第8期の検証結果における主な懸案事項についてどのように認識されているのか、伺うとともに、第9期の計画ではどのような観点から振興対策に取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

次に、教育課題について幾つか伺います。

教員や有識者、過労死遺族らでつくる、給特法のこれからのを考える有志の会では、教員志望の学生が減ってきており、ワーク・ライフ・バランスを非常に重視するような時代の中で、あまりにも長時間労働であることが最大の理由である、そこに真正面から取り組んでいく必要があると、6万筆以上の署名とともに、給特法の抜本的改善を求める要望書を国会各会派に提出しました。

教員の欠員や成り手不足を解決するためには、給特法の廃止が求められますが、知事並びに教育長の所見を伺います。

月当たり80時間以上の時間外勤務は、過労死レベルです。それを強いられている教員及び職場における健康管理対策は、北海道立学校職員安全衛生管理規程、及び、北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領によって取り扱うものとされています。

要領では、持ち帰り業務についても、校務のために従事した時間と同様に記録することになっていますが、道教委が集約している時間外在校等時間においては、持ち帰り業務は除外されています。

時間外在校等時間の調査には、持ち帰り業務を加えるとともに、市町村に対して早急に要領の周知徹底をすべきと考えますが、所見を伺います。

部活動の地域移行につきましては、各自治体から、人員確保や予算、運営に関する不安の声や、保護者、本人の受益者負担の増大も懸念されています。

今年9月、教育団体が実施した勤務実態調査では、中学校の時間外在校等時間が100時間を超える者が5人に1人当たりいることが分かるなど、部活動が大きな負担となっています。

このことから、教職員の兼職兼業に頼らないことを基本とした推進計画にすべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

また、部活動の地域移行を進めるに当たりまして、教育の機会均等の理念を踏まえ、都市部とその他の地域の取組状況に差が生じないように手だてを講じ、子どもたちの多様な活動の機会の確

保を第一に制度設計を行うべきと考えますが、所見を伺います。

最後に、いじめ問題について、旭川市いじめ重大事態など、いじめ問題への対応を振り返り、北海道いじめ防止基本方針を今年度中に改定し、一層危機感を持っていじめ問題に対応することは必要ですが、実際に対応する現場、教職員の声が反映されていません。

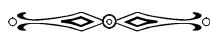
子どもたちの変化に気づき、子どもたちが抱えるトラブルを解消させるためには、教職員の時間的・精神的余裕がなければ対応できません。

いじめ担当教員の全校配置など、教職員定数増はもちろん、教育課程の過密化解消や全国学力・学習状況調査の自校採点の廃止など、実効ある具体策を提示すべきと考えますが、所見を伺います。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩



午後1時39分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 畠山議員の質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、総合計画の推進についてであります。道では、総合計画に掲げる目標の実現に向け、政策評価を通じ、施策の目標の達成状況や課題等を明確にした上で、翌年度に向けた取組の方向性を示し、施策や事務事業などに反映することにより、効果的な政策の推進に努めているところであります。

道としては、今後とも、限られた行財政資源を有効に活用しながら、道政を取り巻く状況の変化に的確に対応していくため、政策評価制度の下でPDCAサイクルを適切に運用し、実効性のある政策展開を図り、コロナ禍からの経済再生をはじめとした本道が直面する課題に迅速に対応するとともに、将来を見据えた取組についても着実に進めてまいります。

次に、道政運営の考え方についてであります。新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、本道が直面する様々な課題の解決に向けて、私は、これまで、道民の皆様の共感を得ながら、限られた行財政資源を最大限活用し、道民本位の道政運営に取り組んでまいりました。

また、政策の検討に当たっては、道議会での御議論はもとより、地域や関係団体の方々の御意見を踏まえるとともに、ほっかいどう応援団会議のネットワークの活用により、民間の知恵と力の結集を図り、さらには、国に対して主張すべきものは主張するなどしながら、必要な政策を推進してまいりました。

こうした取組や私の考え方などについては、記者会見やSNSなど、様々な機会を通じて、道民の皆様に対し、丁寧にお伝えをしてきたところであり、引き続き、多くの皆様と連携を図りな

がら、本道の将来にとって何が大切かという視点を持ち、活力あふれる北海道の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、今後の道政運営についてであります。私としては、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化などにより、本道の暮らしや経済が大きく影響を受ける中、今般の物価高騰などにも対応しながら、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けた取組を着実に進めていくことが何よりも重要と考えております。

今後とも、本道を取り巻く状況の変化に対応し、道民の皆様の命と暮らしを守る取組に万全を期すとともに、デジタル化やゼロカーボン北海道の推進など、本道の将来を見据えた取組を着実に進めながら、残された任期において、本道が直面する様々な課題に日々全力で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、感染状況に関する認識等についてであります。いわゆる感染の波については、その定義などは、国が科学的な知見や専門的な見地から判断する必要があると考えておりますが、先月15日の私の記者会見では、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の会長が、今般の感染再拡大に関し、新たな波に入りつつあるとの認識を示したことや、過去最多の感染者数を更新し、全国に先駆けて感染が再拡大した本道の状況も踏まえて、第8波とも言える新しい局面に入っているとの認識を述べたものであります。

道としては、こうした認識の下、昨今の厳しい感染状況を道民の皆様と共有しつつ、その理解が深められ、協力をいただくことができるよう、改めて、基本的な感染対策の徹底やオミクロン株対応2価ワクチンの速やかな接種の検討、食料品や解熱剤、検査キットの準備といったセルフケアの実践などをお願いしてきたところであり、引き続き、記者会見をはじめ、ホームページやSNS、広報紙など、多様な媒体も活用しながら、機会あるごとにしっかりと呼びかけてまいります。

次に、このたびの感染拡大への対応についてであります。道内において、10月下旬以降、感染が再拡大し、11月に入り、新規感染者数が急増したことから、道としては、有識者の方々や市町村の皆様の御意見を伺った上で、11月2日に、基本的な感染防止行動の再点検を道民の皆様呼びかけるとともに、その翌週には、即応病床のフェーズを最高の3に引き上げるなどの対応を行ってきております。

こうした中、国の分科会が、感染が著しい地域での呼びかけ内容を新たに示したことを受け、国の基本的対処方針の変更を待たず、11月15日には、直ちに基本的な感染対策の再徹底やオミクロン株対応ワクチンの速やかな接種の検討などについて道民の皆様をお願いをし、感染拡大の抑制に向け取り組んできたところであります。

また、翌日、道の有識者会議を開催し、この間の道の取組や国の動きに対する道の考え方について御説明し、有識者の皆様からおおむね賛同をいただき、その後、基本的対処方針が変更されたことから、レベル判断や今後の対応などを取りまとめ、有識者の方々や市町村の皆様にご意見を伺い、11月29日、道の対策本部において決定しております。

道としては、改めて、道民の皆様へ基本的な感染防止行動の徹底と対策の強化を呼びかけていくとともに、保健・医療提供体制の充実に向け、必要な病床の確保や外来医療の体制強化を図ることとし、今後とも、医療の逼迫を回避し、社会経済活動をできる限り維持していくため、年末年始に向けて、これから人の移動が活発となっていくことから、感染状況等を慎重にモニタリングし、迅速に対応してまいります。

次に、旅行支援についてであります。国は、本年9月26日から全数届出の見直しを行ったところであり、旅行支援の利用者はもとより、個々の属性や状況に応じた感染や医療提供等の状況については、把握していないところであります。

現下の感染増加要因について、国の専門家は、獲得した免疫が時間とともに低下していることや、気温低下に伴い換気がされにくくなっていることなどを挙げるとともに、今後、年末に向けた社会経済活動の活発による接触機会の増加に対する懸念も示しているところであり、道としては、こうした認識の下、関係機関と連携し、利用者の方々及び事業者の方々の双方に対して、改めて、基本的な感染防止対策の徹底と、現在の厳しい感染状況等を踏まえた対策の強化を促しながら、事業を適切に運営してまいります。

次に、医療提供体制の確保についてであります。本道では、オミクロン株による感染の再拡大に併せて、発熱外来を受診する患者が増加するとともに、病床使用率も全道で50%を超える状況が続く中、集団感染発生の影響等により医療従事者の方々が欠勤するなどして、医療機能の一部を制限せざるを得ない医療機関もあるなど、極めて厳しい状況にあるものと認識をしております。

このため、道では、集団感染が発生した医療機関に速やかに医師や看護師の方々などを派遣し、感染対策の専門・技術的な支援や医療の継続に必要な人的支援を行っているほか、季節性インフルエンザとの同時流行も想定しながら、地域の医療機関にその実情に即した診療協力を依頼するとともに、一般医療への影響や医療機関の負担を極力軽減するため、陽性者登録センターの拡充にも取り組んでいるところであります。

引き続き、こうした取組を進めるとともに、道民の皆様には本道の厳しい実情をしっかりとお伝えしつつ、自主的な感染防止行動のさらなる徹底や軽症者の自己検査等のセルフチェックを様々な媒体を活用して積極的に促すなどしながら、医療の逼迫を回避し、治療が必要な方々が適切な医療を円滑に受けられるよう、医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、接種促進に向けた取組についてであります。道内の市町村では、管内の接種対象者数等を踏まえつつ、その円滑な接種に向けて体制を構築してきている中、接種日や会場によっては、予約が集中し、その枠に収まらない状況も見受けられるところであります。

こうしたことから、道では、市町村に対し、地域実情も勘案の上、接種体制を強化することなどの要請を行ってきており、道内各地で、集団接種会場の予約枠の拡大や協力医療機関の確保等、必要な対応が進められているところであります。

引き続き、市町村における予約状況も含めた接種の進捗を把握しつつ、好事例の紹介など、地

域の実情に即した適切な助言を行うとともに、医療関係団体等との連携の下、複数の市町村による広域接種体制の調整などにも取り組むほか、効果や副反応など、特に若い世代の皆様に向けて、ワクチンに関するきめ細かな情報提供に努め、初回接種を含め、希望する皆様が円滑に接種できるよう取り組んでまいります。

次に、今後の対応等についてであります。道では、新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある方々を守ることに重点を置き、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとした国の「Withコロナに向けた政策の考え方」の下、保健・医療提供体制の確保に向け、現在、全数届出の見直しに伴う健康フォローアップ機能の拡充や、インフルエンザとの同時流行に備えた外来医療体制の強化などに積極的に取り組んでおります。

また、先月以降の感染再拡大の局面においては、道民の皆様へ、改めて、基本的な感染対策の徹底に加え、発熱など、ふだんと異なる症状がある場合の外出、登校などを控えることや、速やかなワクチン接種の検討、さらには、食料品や解熱剤、検査キットの準備といったセルフケアの実践等を呼びかけているところであります。

こうした中、国では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけなどを見直すこととしており、これは道民の皆様にも様々な影響が及ぶことが想定されます。

このため、市町村等の地域の実情や、医療界、経済界をはじめとする各分野の皆様のお考えのほか、専門家の方々の御意見等も伺いながら、全国知事会との連携はもとより、道としても、医療費や予防接種に係る公費負担の在り方の丁寧な検討や、法令上の取扱いの見直しを含めた、いわゆる出口戦略と、そのロードマップを早急に示すよう求めてまいります。

こうした動向についても、感染状況や道の取組と併せて、道民の皆様への理解が深められるよう、分かりやすくお伝えをしてまいります。

次に、道財政の健全化についてであります。私は、知事就任以来、歳入歳出全般にわたる様々な取組のほか、実質公債費比率の改善にも努めてきたところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで着実に縮小してきた収支不足額は、令和3年度には拡大に転じたほか、国の防災・減災、国土強靱化のための対策に呼応した道債の増発などにより、道債残高は増加傾向にあり、実質公債費比率も高い水準で推移するなど、道財政は今後も厳しい状況にあると認識をしております。

このため、道としては、本年改訂した行財政運営の基本方針に基づき、歳出の削減・効率化や歳入確保といった収支対策を実行するとともに、実質公債費比率の改善に向け、可能な限り新規の発行による道債の抑制や減債基金への積み戻しなど、引き続き、財政の健全化に粘り強く取り組んでまいります。

次に、新千歳空港における大雪等への対応についてであります。新千歳空港を運営する北海道エアポートでは、北海道運輸局とともに、大雪等による滞留者解消に向けた連携会議を開催し、10月26日に交通事業者等の皆様と情報伝達訓練を実施したほか、今月には実地訓練も実施する予定であるなど、滞留者解消に向けた対策を進めていると承知しております。

道においても、11月15日に、北海道エアポートやNEXCO東日本をはじめとする道路管理者の方々など、北海道防災会議、北海道雪害対策連絡部の構成機関の方々による連携確認訓練を実施し、雪害発生時における道路の除排雪や代替交通の確保、観光客対応等に必要な連携について確認をしたところであります。

道としては、引き続き、北海道エアポートをはじめ、行政機関や交通事業者の方々などと緊密に情報共有を行いながら、こうした訓練等を通じて、滞留者の早期解消を含め、様々な課題に適切に対応できるよう、新千歳空港を利用される皆様への大雪等の影響が最小限となるよう取り組んでまいります。

次に、医療・福祉課題に関し、まず、骨髄移植の推進についてであります。骨髄移植は、法に定める理念にのっとり、ドナーの方々の自由な意思に基づき提供された骨髄を、ドナーや患者の方々の居住地にかかわらず、全国を一つのエリアとして日本骨髄バンクがマッチングを行い、実施しているものであり、道としては、その推進に当たっては、ドナー登録者数の増加と休暇制度等の導入促進に優先的に取り組んでいくことが重要と考えているところであります。

このため、関係団体との連携による普及啓発に加え、日本骨髄バンクと協働でドナー休暇制度を導入する企業を紹介し、メッセージを送るとともに、私からも、ドナー登録と休暇制度の導入の促進に向け、道民の皆様や企業へ広く呼びかけを行い、機運の醸成を図るほか、全国一律の助成制度を創設するよう引き続き国に要望するなどして、治療が難しい血液がん等に向き合っている一人でも多くの患者の皆様の命が救われるよう取り組んでまいります。

次に、保育の質の向上等についてであります。近年の女性の就業率向上や幼児教育の無償化などにより、子育てを取り巻く環境が変化している中、地域の保育ニーズに的確に対応していくためには、担い手の確保が重要な課題と認識しております。

このため、道では、返還免除型修学資金の貸付けなどの人材確保対策のほか、キャリアアップ研修を通じた保育の質の向上や、保育所などによる処遇改善加算の取得促進等に取り組んでいるところであります。

道としては、今後とも、人口の減少が進み、必要とされる保育人材の確保が難しい地域の市町村や保育現場の方々の声をきめ細かに伺いながら、国に対し、運営実態や地域の実情を考慮した公定価格の改定と保育士等の方々のさらなる処遇改善を強く要望するとともに、研修内容の充実を図るなど、従事者の方々の資質向上に努め、全道のどこに住んでいても安心かつ安全に保育サービスを受けられるよう、取組の一層の充実を図ってまいります。

次に、いわゆる赤ちゃんポストについてであります。自宅等での出産を前提とする匿名での子どもの預け入れについては、遺棄や虐待に至るような子どもを救うことにつながる面を持つ一方で、子どもの安易な預け入れを助長するおそれがあるほか、子どもの出自に関する情報の欠如や母体の健康状態の把握が困難なことなどの課題もあることから、その設置の可否は大変難しい問題であると考えており、今後、国の考え方や都府県の動き等を踏まえつつ、妊産婦支援の在り方について、医療機関関係者や市町村職員の方々の御意見を伺ってまいります。

こうした中、道では、国とも協議を重ねながら、安易に子どもの養育が放棄されることのないよう、様々な事情や不安を抱えながら妊娠、子育てをされている方々が、休日、夜間やSNSでも利用可能な相談窓口を今月から新たに開設したところであります。

引き続き、既存の各種相談機能の周知と積極的な活用を図るとともに、市町村やNPOなど、あらゆる関係機関が連携しながら特定妊婦の方々などへの支援に結びつけることで、授かった命が大切に守られ、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを着実に進めてまいります。

次に、今後の経済対策についてであります。長引く感染症の影響に加え、エネルギーや原材料価格の先行きは見通すことができず、道民の皆様のご生活や事業者の方々の経営環境はさらに厳しくなることが懸念される中、社会経済活動の回復を確かなものにしていくためには、足元の影響緩和はもとより、将来の成長につながる取組をしっかりと後押ししていくことが重要と認識しています。

道としては、引き続き、感染状況を注視しながら、市町村や関係機関と連携し、国の総合経済対策や道の経済対策推進本部で把握した支援ニーズを踏まえ、暮らしの安心と経済の活性化に向け、物価高騰の影響緩和や需要喚起、人手不足への対応など、必要な追加対策を取りまとめ、所要の補正予算案を本定例会に提案してまいります。

次に、中小・小規模企業の方々への資金繰り支援についてであります。感染症の影響の長期化に加え、燃油・原材料価格の高騰など、道内の中小・小規模事業者の方々を取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、今後、コロナ関連融資の返済が本格化することから、事業者の方々の資金繰りの悪化が懸念されているところであります。

このため、道では、地域の経済状況や融資動向などをきめ細かく把握するとともに、金融機関に対し、積極的な融資や返済条件変更に対する柔軟な対応について繰り返し要請を行うほか、企業の財務内容の改善を図る資本金劣後ローンとの協調融資や、金融機関の伴走支援を得ながら経営改善を行う融資、金利の見直しを含めた融資の借換えなど、関係機関と緊密に連携しながら、厳しい環境にある事業者の方々の状況に応じた資金繰り支援を行ってまいります。

次に、スタートアップ企業の方々への支援についてであります。道では、本道経済の活性化に向けては、スタートアップ企業の方々の創出や成長を促し、新たなビジネス展開や地域課題の解決につなげていくことが重要と認識しています。

このため、今年度、課題を有する自治体や事業者の方々と革新的な技術やアイデアで新たなビジネスを展開するスタートアップ企業をマッチングし、道の駅におけるAIカメラを活用した来客者の方々の年齢層の分析による販売促進の取組など、モデル構築に向けた実証実験に対する支援や、専門家の方々による助言などを行っております。

道としては、こうした取組の他地域への横展開を図るため、実証実験の内容や結果などをマスメディアの活用や事業報告会の開催等により広く情報発信するとともに、具体的な事業化に向けて、新製品やサービスの開発や人材育成など、必要に応じ、産業振興条例に基づく助成制度や産

業支援機関によるアドバイスなどにより、引き続き支援をしております。

次に、中小・小規模企業の事業承継についてであります。地域の経済と雇用を支える中小・小規模企業の維持継続を図り、貴重な経営資源を将来につなぐことが重要であることから、道では、事業承継診断の実施や専門家派遣による支援を行うとともに、ファンドや後継者人材バンクの活用にも努め、事業承継の円滑化に取り組んできたところであります。

今後は、感染症の影響の長期化による休業の増加も懸念されることから、金融機関や商工団体の皆様、国の事業引継ぎ支援センター等との連携を一層密にしながら、中小企業総合支援センターの道内6圏域の支援拠点を活用し、事業者の皆様が抱える様々な課題解決に向け、きめ細かな支援を行うとともに、後継者不在事業所の方々と創業希望者の方々のマッチングを強化するなど、円滑な事業承継に向けた取組を積極的に進め、地域経済の健全な発展を図ってまいります。

次に、アドベンチャートラベルの理解促進についてであります。アドベンチャートラベルは、今後の本道観光の柱の一つであり、欧米等、新規市場を取り込む旅行スタイルとして、道内でのさらなる認知度向上が必要なことから、道では、来年9月のサミット開催に向け、市町村等の皆様と連携して、コンテンツ発掘や磨き上げに取り組むとともに、その魅力を伝える映像の作成やポータルサイトの整備、さらには、広報紙「ほっかいどう」や、地域情報誌、機内誌等を活用し、道民の皆様への理解促進に取り組んでおります。

また、本年10月には、ATWSの情報などを盛り込んだオンラインシンポジウムを開催し、市町村をはじめとする幅広い関係者の皆様に対し、来年度の開催に向けた機運の高揚を図ったところであります。

道としては、アドベンチャートラベルへの理解が道民の皆様に深まり、その定着、発展が図られるよう、関係機関と連携の上、ATWSの成功と新規市場への拡大に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、再生可能エネルギーの活用についてであります。世界的なエネルギー価格や需給の変動、脱炭素化に向けた動きの加速化を踏まえ、地域で自立的に確保できる再エネを効果的に活用していく必要性が高まっていると認識しています。

道では、エネルギーの地産地消や、洋上風力発電の開発、導入を進めるとともに、データセンターや水素製造など、再エネを活用する産業の誘致、道内企業の環境・エネルギー分野への参入促進を図るほか、国に対し、道内送電網や地域間連系線の増強を求めているところであります。

私自らも、道内外のセミナーや企業の方々との面談など、様々な機会を捉え、本道の可能性や取組を発信するとともに、道内での事業展開などを働きかけており、引き続き、再エネの導入拡大や関連産業の振興など、各般の施策を推進し、新たな産業や雇用の創出につなげてまいります。

次に、新エネルギー導入加速化基金についてであります。道では、この基金を活用して、エネルギー地産地消の先駆的なモデルとなる取組への支援のほか、市町村等の新エネ導入などの計画づくりから、設備の設計、導入までの各段階での支援、セミナーの開催やコーディネーターの

派遣などを行ってきたところであります。

こうした施策を通じ、平成29年度からの5年間で延べ128市町村の取組を支援したところであり、新エネ設備の導入をはじめ、電気や熱を効率的に需給調整して利用する取組や、複数の新エネを組み合わせ、非常時でも対応可能なエネルギーシステムの構築といった各地の特性を生かした事業が展開されるなど、新エネの導入に向けた多様な動きが広がっております。

一方、モデルづくりを通じ、事業採算性や技術的な面での課題が見られる例も一部あり、今後、計画段階で考慮すべきポイント等について地域に情報提供するなど、取組が円滑に進むよう支援し、新エネの導入拡大を図ってまいります。

次に、原発の運転期間についてであります。国の審議会では、既存原発の運転期間について、規制委員会により安全性が確認されなければ、運転できないことは大前提とした上で、引き続き、運転期間の上限を40年とし、これを超えて運転する場合には、一定の事由による停止期間はカウントに含めないとする案が示され、検討が行われていると承知をしております。

私としては、原発は、何よりも安全性の確保が大前提であり、運転期間の取扱いも含め、原発の安全性や必要性については、国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要と考えており、こうした考え方について、原子力発電関係団体協議会を通じて、国に求めてまいります。

次に、巨大地震への対応についてであります。道では、特別強化地域に指定された市町の計画策定を支援するため、四つの地域に設置した推進会議に参画し、開発局などとの連携の下、国の交付金制度や、積雪寒冷に配慮した施設整備に関する課題やニーズなどの把握、共有を図っているところであり、引き続き、課題等の解決に向けた議論を進めることとしております。

また、今後の施設等整備には、関係市町にとって大きな財政負担が生じることが見込まれるところであり、市長会、町村会などからも、道に財政支援を求める要望が寄せられているところがあります。

私としては、こうした声をしっかり受け止め、関係市町との連携の下、防災・減災対策を早期かつ着実に推進していくため、緊急事業計画に基づく施設整備等の財政負担を軽減するための支援を行う方向で検討を進める考えであり、その具体的な内容については、今後の予算編成過程を通じ、取りまとめてまいります。

次に、建設産業の振興についてであります。本道の建設産業は、就業環境がよくないイメージなどから、就業者の方々の高齢化や若者の入職が進まないなど、依然として厳しい状況が続いており、地域の安全、安心や、経済、雇用などを支える建設産業が担う重要な役割を十分に果たせなくなることが懸念されているところであります。

このため、道では、関係団体等の意見を伺いながら、現行プランの評価、検証を行い、より効果的な施策について検討するなど、プランの見直しを進めてきたところであり、関係団体等からは、社会的役割、魅力のさらなる発信や、長時間労働の是正を求める意見などがあったところがあります。

道としては、新たなプランにおいては、担い手の確保育成を早急に解決すべき重点課題と位置づけ、週休2日の導入促進などによる建設現場の働き方改革、ICTに精通した技術者育成への支援などによる生産性の向上、建設産業への関心や理解を深める魅力の発信を三つの柱とし、その推進に当たっては、PDCAサイクルによる点検評価を行うほか、道と国、関係団体などで構成する北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会なども活用しながら、より実効性のある取組について、さらに検討を進めてまいります。

次に、第1次産業の振興に関し、まず、農業政策についてであります。ウクライナ情勢や円安の影響など、国際情勢が変化する中、食料安全保障上のリスクが高まっており、我が国最大の食料供給地域である本道の役割はますます重要になってきていると認識しています。

このため、道では、庁内に食料安全保障に関する推進チームを設置し、国との意見交換を通じ、農産物の増産や輸入代替への支援、輸出の促進などについて提案を行うとともに、道としても、担い手の確保や生産基盤の強化などを土台として、小麦や大豆、飼料作物などの生産拡大や、堆肥などの有効活用、チーズなどを輸入品から道産品へ置き換えるなど、食料や生産資材の多くを海外に依存している我が国の生産構造の転換が図られるよう、本道農業の生産力強化による我が国の食料安全保障への寄与について、国に対し積極的に発信してまいります。

次に、酪農振興についてであります。本道の酪農経営は、生乳需給の緩和による生産抑制や飼料価格の高騰等による生産コストの上昇に加え、牛の個体販売価格の下落など、大変厳しい状況にあるものと認識しています。

このため、道では、国の飼料対策に加え、さきの定例会において、配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の全額支援や、需要の伸びが期待できるチーズについて、輸入品から道産品への置き換えを図る対策を措置したところであります。

道としては、これらの対策を速やかに進めるとともに、国に対し、国産チーズの輸入代替によるシェア拡大や、牛乳・乳製品の輸出促進、生産基盤の強化に向けた対策を求めるなど、道産生乳の需要の拡大と競争力強化を進めるほか、本道の基幹産業である酪農の経営安定を図り、酪農家の皆様方が意欲と希望を持って営農できるよう、必要な対策を早急に検討してまいります。

次に、てん菜の安定生産についてであります。砂糖の消費量が年々減少し、てん菜糖の在庫が増大する中、てん菜生産を支える糖価調整制度の累積赤字が拡大していることから、国は、てん菜糖の交付金の対象数量を段階的に減少させ、現在64万トンの産糖量を令和8年には55万トンとする方針を示したものと承知しております。

てん菜は、小麦や豆類、バレイショとともに、本道の畑作農業に欠かせない輪作作物であることに加え、製糖工場は、地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしており、今後とも安定的に生産を進めていくことが必要でありますことから、道としては、低コスト生産に向けた普及センターによる技術指導を推進するとともに、国で措置された事業を活用した需要に応じた作物生産や、関係機関・団体と連携した砂糖の消費拡大を早急を実施することにより、てん菜の安定的な生産と本道の畑作農業の振興に取り組んでまいります。

次に、林業政策に関し、道産木材の利用拡大についてであります。道産木材を建築物に利用することは、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する重要な取組と認識しており、道では、本庁舎1階ロビーや道議会庁舎の木質化を行ったほか、企業に「HOKKAIDO WOOD BUILDING」への登録を促すなど、民間施設の木造化、木質化を推進しているところであります。

道としては、引き続き、企業と連携し、外壁に「HOKKAIDO WOOD」のロゴマークを掲示したコンビニや、入り口や休憩スペースの内装に道産木材をふんだんに使用した店舗、さらには、道産CLTを壁や床、天井に使用したオフィスなど、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」に使用されている道産木材の色合いやデザイン、先進技術について、SNSやPR冊子により効果的に発信し、木材利用の機運醸成を図るなど、建築物における道産木材の利用拡大に向けて取り組んでまいります。

次に、赤潮被害対策についてであります。昨年9月に日高から根室管内の太平洋沿岸で発生した赤潮は、ウニやサケ、ツブ類などに甚大な被害をもたらし、地域の漁業経営に深刻な影響を及ぼしていることから、道では、被害対策を計画的かつ総合的に進めるため、本年7月にロードマップを策定し、地域の皆様と一体となって、漁場環境の回復や漁業経営の継続に向けた支援などに取り組んでいるところであります。

このたび、国の補正予算案に昨年と同規模の支援事業が盛り込まれたことから、道としては、ロードマップに基づき、漁業者による漁場再生に向けた取組を加速するとともに、国に対し、資源回復に向けた継続した支援や、より加入しやすい共済や積立ぶらすの見直しを要請するなど、経営の安定に向けた対策を進め、漁業者の皆様の漁業経営が維持できるよう取り組んでまいります。

次に、人権施策についてであります。道では、基本方針の改定を踏まえ、各分野の計画等への反映状況の確認を行い、これまでに、外国人の生徒の皆さんに配慮した適切な指導や、道営住宅への同性カップル等の入居機会の確保など、各般の見直しを進めてきたところであり、今後とも、各部局において、施策を取り巻く状況に応じ、可能なものから鋭意取組に反映させることとしております。

また、人権施策は、様々な主体との協力と連携の下に推進していくことが重要であることから、今後、企業が行う人権に配慮した取組の紹介や市町村向けの研修会を通じ、基本方針の趣旨を周知するとともに、啓発資材の配布やセミナーの開催、動画配信を活用するなどして、家庭、学校、コミュニティーなど、あらゆる場を通じ、子どもからシニアまでの全世代に応じた教育、啓発を推進し、全ての人々の人権が尊重される地域社会の実現を図ってまいります。

次に、ゼロカーボンの取組についてであります。今年9月に実施した道民意識調査では、道の2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標に対する全体の認知度は約4割で、特に10代、20代では、75%が「知らない」と回答するなど、若年層の認知度を高めていくことが課題と考えております。

道では、道民の皆様が身近なところから取組を始めていただくゼロカーボン北海道チャレンジプロジェクトを実施しており、若者の皆さん向けには、先進地を視察するバスツアーや探究学習で活用いただけるウェブ教材の提供などの普及啓発に取り組んできたところであります。

こうした中、来年4月に予定されている札幌市でのG7気候・エネルギー・環境大臣会合の開催は、意識を高める絶好の機会と考えており、広く道民の皆様に向けて、マスメディアによる情報発信や関連イベントを行うほか、特に若年層をターゲットとして、ウェブやSNSを活用した動画配信を一層充実するなど、ゼロカーボン北海道の理解促進に積極的に努めてまいります。

次に、地域の消費生活相談についてであります。消費者の皆様が安心していつでも身近な場所で適切な消費生活相談を受けられることが重要であることから、道では、これまで、市町村が行う相談窓口の整備に支援を行ってきたところであり、現在、道内の年間相談件数の7割が市町村の窓口で処理されているところであります。

一方、相談窓口を運営する市町村は、委託先である消費者協会においては、専任職員がいない、有資格相談員が少ないなど、人材確保が課題となっているものと認識しています。

このため、道としては、今後の国の動向を踏まえつつ、地域の相談体制の充実強化に向けて、引き続き、国に対し、長期的な支援について要望するほか、地区担当制による市町村等に対するバックアップや、相談員の資質向上を目的とした研修、講師派遣といった、道立消費生活センターによるきめ細かな支援に取り組み、道民の皆様の消費生活の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、北方領土隣接地域の振興についてであります。北方領土問題の解決に向けて、粘り強く返還要求運動を進めていくためには、拠点である隣接地域の振興を図ることが重要であると認識しております。

先般実施した現行計画の検証においては、災害対策の推進など、順調に推移しているものがある一方、漁獲量や観光入り込み客数の減少などの課題もあつたところであります。

こうした課題の解消に向け、基幹産業である農林水産業の振興や、ウイズコロナ、ポストコロナを見据えた観光の振興、誘客の促進など、地域経済の活性化につながる施策に引き続き取り組むことが必要と考えております。

このため、第9期計画については、ゼロカーボンやデジタル化といった新たな社会環境の変化や、ロシアのウクライナ侵略に起因し、見送りとなった四島交流等事業などにより、隣接地域が受けている影響も踏まえ、地元市町との十分な連携の下、策定を進め、北方基金などを活用しながら、新たな計画に基づく施策の着実な推進に取り組んでまいります。

最後に、教育課題に関し、教員の確保についてであります。いわゆる給特法については、令和元年の法改正における国会の附帯決議において、3年後をめどに教員勤務実態調査を行った上で、関係法令の規定について検討を加え、その結果に基づき、所要の措置を講ずるよう求められており、現在、文部科学省では、給特法など関連する諸制度について情報収集や論点整理を行い、円滑な検討に資するための準備を進めていると承知しております。

私としては、給特法の見直しを含めた教員の方々の処遇の在り方などについて議論を深め、多忙化の解消に取り組むことは喫緊の課題であると考えており、今後の国の動向も踏まえつつ、より多くの方々に教員を志望してもらえるよう、道教委と連携しながら、部活動の地域移行やスクールロイヤーの活用など、働き方改革による勤務環境の改善を着実に推進し、意欲ある優秀な人材の確保に努めてまいります。

なお、その他の質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 総合政策部長濱坂真一君。

○総合政策部長濱坂真一君（登壇）初めに、政策評価の実施についてでございますが、道政を取り巻く様々な状況変化を踏まえながら、施策の進捗を客観的に評価し、次年度の事業構築や予算編成に適切に反映できるよう、施策及び事務事業の評価につきましては、条例に基づき、政策の実施途中の時点に評価を行う中間評価としているところでございます。

また、今年度の評価では、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外市場の開拓や誘客活動の推進、総合交通ネットワークの形成などの施策につきましては、成果指標に設定された目標に対し、「やや遅れている」及び「遅れている」となっております。

道といたしましては、こうした評価結果を踏まえ、各部局が設定した対応方針に沿って取組内容の改善につなげるなどし、目標の実現に向け、施策の一層の推進に努めてまいります。

次に、旧統一教会問題に関し、道政相談窓口についてでございますが、道では、道民の皆様からの道政に関する様々な御相談や御意見などについて、一元的な相談窓口として道政相談センターを設置しているほか、各部局におきましても、必要性などを勘案し、消費生活や金融など、所管業務に応じた個別相談窓口を設置しており、庁内で連携を図りながら住民サービスの向上に努めてきたところでございます。

こうした中、道政相談センターには、本年7月以降、旧統一教会に関する御意見や御相談が11件寄せられております。

道といたしましては、旧統一教会をめぐる関心の高まりを踏まえ、道政相談センターが、靈感商法を含め、道民の皆様身近な相談窓口としての役割を担う旨、ホームページ等により周知を行うとともに、庁内はもとより、庁外の関係機関ともより一層連携を図りながら、道民の皆様が相談しやすい環境づくりを進めるなど、今後とも相談対応の充実に努めてまいります。

○副議長市橋修治君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）第三者認証制度についてであります。飲食店における感染防止対策を道が認証するこの制度は、飲食店の方々が適切な取組を行っていることを利用者に対して見える化できることがメリットとなるものでございまして、国が示しました認証基準の内容を踏まえ、道が定めた基準に基づく認証店における感染防止対策は、一定の効果を持つものと考えております。

道といたしましては、現在、第三者認証店を対象といたしました飲食需要の喚起策を通じて、

感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立にも努めているところでございまして、今後とも、事業者の方々の声を国に伝えながら、第三者認証制度について、国の基本的対処方針等を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇） 林業政策に関し、道産建築材の安定供給についてであります。輸入建築材の価格高騰など、世界的に木材の流通状況が大きく変化する中、道内の製材工場では、加工ラインの増設など、道産建築材の増産に向けた動きが広がっており、こうした取組を一層推進し、道産材への展開を図ることが必要と認識しております。

このため、道では、道内の工場が原木を確保できるよう、引き続き、道有林からの木材供給量を増加させるほか、高性能林業機械の導入やスマート林業の推進により、原木の生産力の強化を図っていく考えであります。

また、製材工場とプレカット工場の連携を促すとともに、道総研林産試験場などと連携をし、木材加工技術の助言を行うほか、効率的に建築材を加工する施設や乾燥施設の整備に支援するなど、品質の確かな道産建築材の安定供給に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 公営企業管理者野村聡君。

○公営企業管理者野村聡君（登壇） 畠山議員の御質問にお答えいたします。

エネルギー政策に関し、ゼロカーボン北海道の推進に係る再エネの普及拡大の取組についてでございますが、クリーンな電力を持続的かつ安定的に供給いたしますことが最大の責務である企業局といたしましては、今後ともこうした役割を果たすことが、ゼロカーボン北海道の推進に向け、何よりも重要であると考えており、今後とも、老朽施設の更新や既存施設の発電量の増加などに加えまして、水力など、再生可能エネルギーでの新規電源開発の事業化も検討してまいりる考えでございます。

また、一般会計への繰り出しについてでございますが、新エネ導入加速化基金として、地域での創意工夫を生かした新エネ導入に向けた多様な動きの広がりにつながっているところであり、さらなる新エネの導入拡大の観点から、今年度以降の5年間につきましても、地産地消などの取組に必要な額を繰り出しますとともに、基金がさらに有効に活用されるよう関係部局と連携いたしますほか、蓄積されたノウハウを活用し、引き続き、市町村の再エネ導入を積極的に支援するなど、道内の再生可能エネルギーの普及拡大に向け、その役割を果たしてまいり、このように考えてございます。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇） 畠山議員の御質問にお答えをいたします。

教育課程に関しまして、まず、給特法についてでございますが、平成31年1月の中央教育審議会

答申では、業務の改善の基本となる勤務時間の管理に関し、給特法に定める校外実習その他生徒の実習に関する業務や、修学旅行その他学校の行事に関する業務などの超勤4項目以外の業務も含めた業務の削減を行う必要があり、仮に、現状において、教育委員会や管理職、教職員などの関係者の意識が長時間勤務を是としたまま、現行の給特法の規定を廃止しても、働き方の改善につながらないこと、授業の質の向上を目指した教員の主体的な研究や専門性の発揮を妨げる可能性が否めないことなどが指摘されております。

道教委といたしましては、教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるような体制を整備し、学校を魅力ある職場とすることが必要と考えており、都道府県教委連と連携をし、給特法の見直しを含めた検討を国に要望するとともに、国において今年度実施している教員の勤務実態調査の結果などを基に、今後行うこととされている給特法等の法制的な枠組みを含めた検討の動向を踏まえるほか、学校における働き方改革の取組を鋭意進め、教員一人一人の時間外勤務の縮減を図ってまいります。

次に、持ち帰り残業についてであります。道教委では、文部科学省の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに基づき、在校等時間の実態を把握しておりますが、あわせて、業務の持ち帰り時間についても、教員から報告を求め、健康障害の防止に努めることといたしております。

道教委といたしましては、学校の働き方改革を進め、学校を魅力ある職場とするためにも、教員一人一人の業務の持ち帰り時間を含めた実態を把握することとし、今後とも、市町村教育委員会と連携をして、業務の持ち帰りの解消に向けた取組を進めてまいります。

次に、部活動の地域移行についてであります。部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の方々の御協力を得ながら、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目的として行うものであります。

また、国による教員の兼職兼業に関する通知においては、地域クラブ活動の指導を希望しない教員を業務に従事させないこと、長時間勤務が見込まれる場合は、許可を出さないことが適当であることなど、留意事項が示されております。

道教委といたしましては、学校部活動が、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、全ての市町村において、子どもの意向や地域の実情に応じた地域クラブ活動が展開できるよう、知事部局をはじめ、市町村教育委員会や関係団体と連携をしながら、持続可能な子どもたちのスポーツ・文化環境の整備に取り組んでまいります。

最後に、いじめ問題への対応についてであります。いじめは、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす人権侵害であり、早期発見、早期対応に向け、学校いじめ対策組織を中心に対応するとともに、いじめの未然防止に向け、全教職員が児童生徒理解を深め、ゆとりを持って対応できるよう、子どもと向き合う時間を確保することが重要です。

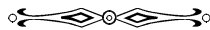
道教委といたしましては、いじめ対応支援ツールの活用促進やアンケートの自動集計の導入の

ほか、市町村教育委員会と連携を図りながら、効果的かつ効率的な教育活動を進めることができる教育課程の改善、スクラップ・アンド・ビルドの観点による働き方改革の推進を図ることなどを通して、各学校が、いじめ問題に組織的かつ迅速に取り組む体制づくりや、子どもと向き合うことができる時間の確保を進め、教育活動全体を通して、一層の危機感を持っていじめ問題に取り組むことができるよう指導、支援するとともに、児童生徒支援加配など、教職員定数配置の拡充などについて、国に対し、引き続き強く要望してまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩



午後2時38分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

畠山みのりさん。

○35番畠山みのり君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁をいただきましたが、再質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてです。

知事の政治姿勢について伺ったところ、道民の共感を得ながら、道民本位の道政運営に取り組んできたと思いましたが、では、例えば、各種調査で道民の反対意見が多かったIR誘致に再挑戦するとしたのはどういうことなのでしょうとか、道議会での議論を踏まえてきたかのようにおっしゃいましたが、では、我が会派で繰り返し議論させていただいた人権施策推進の極めてスロウな歩みはなぜなのかとか、知事の答弁は、実際と乖離しており、額面どおりには受け取れません。

本道の将来にとって何が大切かという視点を持ちともおっしゃいますが、知事が考える大切なものとは何なのでしょう。必ずしも道民に説明し切れていない課題も多いと理解していますが、知事にこうした認識があるのかどうか、伺います。

また、こうした課題については、今後の残された任期中に御自身の考えを明確にしていく考えがあるのか、併せて伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

知事が第8波とも言えるとする今回の感染拡大に対する道の対応は、やはり遅きに失したと言わざるを得ません。

本道は、10月26日以降、全国最多の新規感染者数となり、その数も1日当たり1万人を超えていたにもかかわらず、何の対策も打ち出さずじまいでした。

先ほどの答弁では、即応病床のフェーズを最高の3に引き上げたと思いましたが、ほかの対策は基本的な感染対策の徹底を繰り返すばかりです。

迅速な対策を打てば、例えば、月別で過去最多の585人となった11月中の死者など、失われなくて済んだ命もあったのではないのでしょうか。

人流の増加が想定される年末年始を迎えるに当たり、重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方などに対象を重点化した対策を打ち出す必要があるのではないのでしょうか、知事の見解と取組を再度伺います。

先ほど、この間、道が行ってきた全国旅行支援事業や第三者認証制度について数点伺いましたが、旅行支援については、感染拡大との関係は把握していないとのことでした。

第三者認証店の感染対策は、一定の効果と言うものの、そのエビデンスは示されませんでした。

知事からは、基本的な感染対策の徹底、国の基本的対処方針を踏まえ、適切に対応との答弁がありました。そもそも、現在、道民の基本的な感染症対策は徹底されていないのでしょうか。徹底されていないから感染が拡大しているのでしょうか、知事の認識を伺います。

また、第三者認証制度について、一定の効果を持つとしていますが、どの程度の効果があると考えているのか、また、検証は必要と考えているのか、伺います。

先ほど、新型コロナウイルス感染症対策からの出口戦略について伺いましたが、知事からは、国の感染症法上の位置づけの見直しを待ち、国に出口戦略とロードマップを早急に示すよう求めるとの答弁がありました。知事が描く出口戦略やロードマップは、どのようなものなのでしょうか。

この間、数度にわたり、北海道として専門家や有識者の意見を伺い、議論をしてきていますが、その議論を踏まえ、道民のことを一番よく知る知事として、主体的な戦略を道民に示すべきではないのでしょうか。知事の思い描く出口戦略と出口へのロードマップをお示しいただきたく、見解を伺います。

次に、道財政の健全化について伺います。

先ほど、知事に就任以来の財政運営の成果について伺いましたが、歳入歳出面での様々な取組や実質公債費比率の改善に努めてきたと強調する一方で、道債残高の増加などについては、感染症や国の国土強靱化対策といった外的な要因を言わば言い訳として、道財政は今後も厳しい状況が続くとの認識を示されました。

道民は、3年ほど前に知事に道政運営を託した際、財政の面でも北海道の明るい未来を描いてくれることを期待したはずであります。知事のそのほかの施策と同様、今のところ、明確な成果は見受けられません。

知事に残された任期は僅かではありますが、コロナ禍や物価高騰対策への対応など、喫緊の課題へ適切に対応しつつ、道財政の健全化に向けた道筋を明確に示すことができるよう、大胆かつ迅速に取り組むことを強く求めます。

次に、医療・福祉課題についてです。

骨髓移植のドナー支援について伺いましたが、知事からは、協力企業へのメッセージの送付や

企業への協力依頼の呼びかけにとどまり、具体的な支援や休暇制度の導入への答弁はありませんでした。

ドナー登録が進まない中、ドナー登録をした方のうち、他人同士では数百から数万分の1と言われる白血球の型が一致しても、半数近くの方が仕事を理由に都合がつかず、提供を断る状況を知事としてどのようにお考えでしょうか。一人一人のかけがえのない命を救おうと思いませんか。知事には、いま一度考えていただきたく思います。

骨髄移植における課題である、仕事を理由に都合がつかない方々の都合がつかない要因をいかにして解消していくのか。全国47都道府県のうち、唯一、提供ドナーへの助成を行っている自治体の一つもない北海道です。その責任は、知事にあるのではないのでしょうか。

今こそ、知事の肝煎り施策——ほっかいどう応援団会議を活用するなどして、エールを骨髄移植を待つ方々や助けようとするドナーに送るべきではないでしょうか、知事の所見を伺います。

知事の答弁で、匿名での子どもの預け入れは、安易な預け入れを助長するおそれがあるとのことでしたが、熊本市の慈恵病院のこうのとりのゆりかごの蓮田真琴新生児相談室長は、安易な子捨ての場と言われるが、それを聞いて一番傷つくのは子どもです、誰一人、安易に考えてきてはいません、命を助けたかった、幸せになってほしかったと、母親の心情を代弁しており、その検証もされていると伺ったところです。

赤ちゃんの命を守るため、匿名で相談はできても、その後の対応ができないので、北海道から熊本市の赤ちゃんポストの利用があったとも伺いました。

難しい課題であることは十二分に理解しています。その是非について議論を行うことまでが安易ということは決してないのであり、道としても、今後、一人でも多くの赤ちゃんの命を守るための実効ある方策について検討するよう、強く指摘しておきます。

次に、経済と雇用対策についてです。

スタートアップとは、大きな成長を継続できる企業のことを指し、新たな価値を創造する力を持つ、言わば世界へ挑戦できる技術や社会変革をもたらす企業のことです。

そういった観点からいえば、事業の予算額が150万円とは、あまりにも少額で、道の本気度が疑われます。しかも、予算規模が反映しているように、採択された事業は三つの事業にとどまっています。

モデル構築に向けた実証実験に対する支援を行っていると言いますが、ほかの地域への横展開に加えて、北海道から羽ばたく企業の育成に向け、大胆に支援の拡充を図るべきではないでしょうか、改めて伺います。

事業継承支援について、国の事業引継ぎ支援センター並びに道内6圏域ごとの支援拠点である中小企業総合支援センターを活用し、取組を進めているとのことですが、本道は99%が中小企業であり、そのうち約85%が小規模事業所であります。

また、業態が多種多様である特性を考えると、十分な効果を出すのは極めて難しいと考えるこ

とから、道は、センターの事業成果を確認しながら、本道の事業承継が確実に進むよう、適宜、支援内容を検討し、課題克服に向け取り組むことを求め、指摘いたします。

次に、エネルギー政策について伺います。

知事は、道内のあり余る再生可能エネルギーを首都圏に輸出して、道内経済の振興を図っているように見えますが、本道こそエネルギーの地産地消を進めていくべきです。

そのためには、地内システムの運用の見直しを進めなければならないことから、新たな再エネ設備を入れるための先着優先ルールの見直しなどを国に求めていくべきではないでしょうか。

現下のエネルギー危機や気候危機への対応が必要な状況は、北海道の持つ付加価値を向上させていくチャンスでもあります。そのためにも、道内企業や団体が主体となって、道民が参加するエネルギー事業と産業をつくり上げる必要があります。

ここを主体的に取り組まないと、東京に本社のある国内の大手企業や外資系企業に北海道の資源を持っていかれるおそれがあります。

国の先を行く大胆で野心的な道の政策について、改めて知事の所見を伺います。

知事は、運転期間の取扱いも含めて、原発の安全性や必要性は、国が責任を持って丁寧な説明を行うべきと答弁するなど、全く他人ごと聞こえます。

国民の理解と信頼を得ていくことが重要としていますが、規制委員会がオーケーを出せば、それに追随するのでしょうか。

原則40年ルールがつくられた国会審議において、当時の環境大臣は、作動するそれぞれの耐用年数というものも考慮した中で、40年というところの数字を導き出したなど、停止期間も含めた原発の老朽化のリスクを繰り返し説明しています。

原発が停止していても、原子炉、配管やケーブル、ポンプ、弁などは劣化します。運転期間から停止期間を除くことは、安全を犠牲にすることにほかならないと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、農業政策に係る知事の政治姿勢についてです。

本道農業は、安全、安心な食料の安定供給だけではなく、幅広い関連産業との結びつきから、地域経済や雇用を支える役割も同時に担っています。

近年、規制緩和や資材高騰、食生活の変化などによる米やてん菜の減反、減作、酪農経営の逼迫などが、農業者の離農に拍車がかかることに強い懸念を感じています。

知事は、本道農業を守る立場から、農業経営者や消費者に対する明確なメッセージの発信と、持続可能な営農を確立するための実効的な施策の推進を講じなくてはならない、その責務を担っていますが、豊かな自然と広大な土地資源を生かし、食料生産基盤の強化に努めるとともに、経営が厳しい農業者への効果的な支援拡大を早急に講じるべきと考えますが、再度、所見を伺います。

次に、慣習や理念などと人権施策推進についてです。

可能なものから鋭意取組に反映させるとの答弁をいただきましたが、問題を把握していなが

ら、次回の計画策定のときに改めて言ってくださいという極めて消極的な部局もあります。そのような部局にどう働きかけていくのか、まず伺います。

また、事業者などに対して基本方針の趣旨を周知しても、例えば、経営とは常識の積み重ねであるといった理念があった場合、誰のいつの常識かと問われるまで、人権施策にもSDGsにも整合が取れないことに気がつかないことが想定されます。

より具体的な指摘を行うなど、丁寧な取組が必要かと思いますが、どのように取り組むのか、伺います。

次に、北方領土隣接地域の振興対策について、第9期計画について、ゼロカーボンやデジタル化といった新たな社会環境の変化を踏まえた策定を進めているとの答弁でしたが、北方基金の活用も無尽蔵に使えるわけではないことを考えれば、いかに効果的な事業に的を絞るかという視点も重要となってきます。

地域からは、海獣被害対策の要望や豊富な自然を生かしたアドベンチャートラベルなど、今後期待できる事業もあることから、地域の皆さんとしっかりと協議し、適切な振興対策につながるよう求め、指摘いたします。

最後に、部活動の地域移行についてです。

2020年9月に文部科学省が出した、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では、2023年度から休日の地域移行をする方向性が示されました。この改革を行わなければならない理由の一つが、教員の労働環境改善であります。

教員の労働環境改善が図られない中、希望するという枕言葉はつくものの、教員の兼職兼業を前提とする指導者の確保には違和感を覚えるものです。改めて教育長の見解を伺います。

また、競技によっては、自治体をまたぐ部活動となる可能性もあります。そうした際の調整や指導者への謝礼、移動に伴う交通費など、地域間格差が生じると想定されますが、この格差をどのように埋めていくのか、併せて教育長の所見を伺います。

以上、再々質問を留保して、終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇） 畠山議員の再質問にお答えいたします。

最初に、道政運営の考え方についてであります。私は、これまで、できるだけ地域に赴き、多くの皆様の御意見を踏まえながら、本道が直面する様々な課題の解決に向け、力を尽くすとともに、食や自然、文化といった本道の揺るぎない価値をさらに磨き上げながら、社会変革の動きを的確に捉え、本道の将来を見据えた取組を推進してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の流行の長期化などにより影響を受けている施策もありますが、引き続き、残された任期においても、市町村や関係団体、民間など、幅広い方々との連携を図り、様々な機会を活用して丁寧な情報発信を行いながら、道民本位の道政運営に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、このたびの感染拡大への対応についてで

ありますが、道では、これまで、その時々に取り得る効果的な対策を講じてきたところであり、今回の感染拡大においても、国の基本的対処方針の変更を待たず、高齢者の方と接する場合の検査や、大声や長時間の回避といった会食の場における取組など、感染リスクの高まる場面、場所に応じた行動の徹底や、対策の強化を道民の皆様をお願いするなど、感染拡大の抑制に向け取り組んでまいりました。

現在、道内では、高い感染レベルが継続する状況にあり、年末年始に向けて、これから人の移動が活発となっていくことから、引き続き、重症化リスクのある高齢者等の方々の感染拡大防止に向け、感染リスクに応じた呼びかけを効果的に行うなど、医療の逼迫を回避し、社会経済活動をできる限り維持していくよう、迅速に対応してまいります。

次に、第三者認証制度などについてであります。国の専門家は、獲得免疫の低下や夜間滞留人口の増加などが感染拡大の要因と指摘し、道としても、これらに加え、人の動きが活発となったことや、気温が低くなり、換気がにくい時期にあることなど、様々な要因が重複している可能性があるものと考えており、感染拡大の抑制に向け、引き続き、基本的な感染防止行動の徹底やワクチンの速やかな接種検討など、道民の皆様にご機会有るごとに呼びかけてまいります。

また、第三者認証制度は、国が一定のエビデンスがあるとしている認証基準を踏まえ、運用しているため、感染防止に一定の効果を持つと考えておりますが、その検証については国が行うべきものであると認識をしております。

次に、今後の対応等についてであります。新型コロナの感染症法上の位置づけなどの見直しは、医療費等公費負担の在り方や法令上の取扱いなど、都道府県レベルではその検討に難しい面があることから、全国知事会との連携はもとより、道としても、いわゆる出口戦略やロードマップについて、国において早急に示すよう強く求めてまいります。

私としては、国の検討状況など、その動向を道民の皆様にはしっかりお伝えしつつ、今後示される具体的な方向性や見直し内容にも呼応して、道としての必要な対応について、専門家の方々の御意見も伺いながら、機を逸することなく検討を進めてまいります。

次に、骨髄ドナーとなる方への支援についてであります。ドナー登録された方をより多く骨髄の提供につなげるためには、安心して仕事を休める環境を整備するなど、負担の軽減を図っていくことが重要と認識しております。

道では、これまで、関係団体と連携し、ドナー登録や休暇制度の導入促進の普及啓発を行うとともに、全国一律の休業補償制度を創設するよう国に要望してきており、引き続きこうした取組を進めるほか、今後は、休暇制度を導入する企業へメッセージをお送りすることと併せ、様々な機会を通じて、私から企業の皆様に休暇制度の導入促進を広く呼びかけるなどして、骨髄ドナーの方々の負担の軽減を図り、治療が難しい血液がんなどに向き合っている一人でも多くの患者の皆様が命が救われるよう取り組んでまいります。

次に、スタートアップ企業への支援についてであります。道としては、本道経済の活性化に向け、スタートアップ企業の創出や育成を図り、新たなビジネス展開や地域課題の解決につなげ

ていくことが重要と考えております。

先月、スタートアップ育成5か年計画を策定した国の動きも注視しながら、スタートアップ企業のさらなる支援について検討してまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、再生可能エネルギーの活用についてであります。道では、エネルギーの地産地消や洋上風力発電の開発、導入を進めるとともに、データセンターや水素製造など、再エネを活用する産業の誘致、道内企業の環境・エネルギー分野への参入促進を図っているところであります。

引き続き、再エネの導入拡大や関連産業の振興など、各般の施策を推進し、新たな産業や雇用の創出につなげてまいります。

次に、原発の運転期間についてであります。国では、規制委員会により安全性が確認されなければ、運転できないことは大前提とした上で、既存原発の運転期間について検討していると承知をしています。

原発の安全確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われているところであり、私としては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であるとの考えの下、法に基づき厳格に運用されるべきと考えています。

次に、農業政策についてであります。道としては、食料生産基盤の強化に努めるとともに、厳しい経営環境にある農業者の皆様が今後とも意欲を持って営農に取り組めるよう、酪農への支援や道産農産物の需要喚起など、必要な対策を早急に検討してまいります。

最後に、人権施策の推進についてであります。基本方針は、全庁的に準拠すべき方向性を示したものであり、各計画の所管部局において、この方針の考えに沿って、施策を取り巻く状況に応じ、可能なものから鋭意取組に反映させるとともに、人権施策推進本部において、毎年、推進状況の確認を行いながら、全庁一体となって取り組んでまいります。

また、人権施策を事業者との連携の下で推進していくに当たっては、今後、企業が行う人権に配慮した取組の紹介や研修会等を通じ、優良な事例や配慮すべき事例を具体的にお伝えし、意見交換を重ねるなどして、より理解を深め、事業者における人権に配慮した取組の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 教育長。

○教育長倉本博史君（登壇） 畠山議員の再質問にお答えをいたします。

部活動の地域移行についてであります。部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の方々の御協力を得ながら、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備により、体験格差を解消することを目指して行うものです。

道教委といたしましては、指導を希望する教員の兼職兼業に当たり、長時間勤務が見込まれる場合に、許可を出さない取扱いの徹底を図ってまいります。

また、複数の市町村が合同で地域移行を実施する場合、市町村間の調整を行うとともに、地域

移行に関わっては様々な経費が生じることから、全国都道府県教委連と連携をして、財政措置などを国に引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 畠山みのりさん。

○35番畠山みのり君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、再々質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてです。

改めて知事の政治姿勢を伺ったところ、これまで、社会情勢など、その時々動きを、都度的に的確に捉えて対応してきたということですが、自らの道政を厳しく見詰め直す謙虚さのようなものがあってもよいのではないのでしょうか。

仮に、知事自身に及び得る全ての範囲において、そのたびごとに的確に対応してきたのだとすれば、鈴木知事就任後の3年間に約12万人、前知事時代の16年間で約38万人が減少したよりも倍近いペースで道内人口が失われていることも、知事の中では想定内ということなのではないのでしょうか。

力を尽くしているとおっしゃいましたが、例えば、プロスポーツの世界、サッカーの監督などと同様に、知事も努力のその先の成果が求められるのは言うまでもありませんが、コロナ禍や物価高騰に代表される昨今の道民の生活や事業者の経営への危機を本当に間近で感じていらっしゃるのであれば、道民の幸福につながる様々な施策全般について、国の方針が定まるのを漫然と待つような待ちの姿勢ではなく、先手先手で動くべきでありますし、また、道民の賛否が分かれるような課題などについても、国が決めることだと一刀両断にするだけではなく、政治信念としての御自身の考えを道民に分かりやすく表明することが重要ではありませんでしょうか。

そこで、知事のおっしゃる丁寧な情報発信には、各種課題に対する知事自身の見解もしっかりお答えいただけるということでのよいのでしょうか、再度、確認をいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、特に先月、500名を超える多くの道民がお亡くなりになっていることを踏まえた、道としての重点化対策についての認識や取組について伺ったところ、感染リスクに応じた呼びかけを行うという旨の答弁でありましたが、例えば、高齢者施設などにおいて、これまでと同様の取組を継続するのみでは、現状のように多くの方々がお亡くなりになる状況は改善していかないのではないのでしょうか。

年末年始における人の移動は、観光目的のみならず、帰省であったり、御高齢の親族などと面会する場面が劇的に増えることが明らかであって、施設などへの訪問も増加すると思われまます。

個々人がしっかりと対策を行っているのか、見極めようのない呼びかけから、もっと踏み込んだ道としての取組を行うべきではないのか、再度、見解を伺います。

まず、道民の基本的な感染対策等についての認識について伺いましたが、国の専門家の見解を引用するのみで、明確な答弁はありませんでした。

道民の基本的な感染防止行動は既に十分徹底されており、それでもなお、現在、感染が拡大している現状をしっかりと分析して対応すべきであることを強く指摘しておきます。

また、第三者認証制度の効果についても、国が検証を行うべきとの答弁でありましたが、積雪寒冷という地域特性を持つ本道におきましては、例えば、冬場は閉め切った店内で暖房をつけることにより換気がしづらいなど、店舗の営業状況だけを見ても、ほかの地域と異なる部分が多いのです。

道として、第三者認証制度に関する独自の検証は不要だと考えているのでしょうか、必要ではないのでしょうか、改めて見解を伺います。

知事に、出口戦略と、そこに至るロードマップについて伺いましたが、相変わらず、国の検討状況などを踏まえた対応に終始するのみの答弁でありました。

法律改正が必要な事項や全国統一的に実施すべき対策があることは否定しませんが、知事として、何がどうなれば出口と、そこへ至る道筋が見えてくると考えていらっしゃるのか、道民に対策の先にあるものを明確にビジョンとして示すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、骨髄ドナー休暇制度についてですが、ドナー登録をされた、そうした気持ちを持っていただいている方々の負担軽減が必要だという認識は、知事も私どもも一致しているところであり、企業への働きかけを行っていくことは、一つの取組としてぜひ推進していただきたいのですが、現状、国において全国一律の休業補償制度の創設がなされていない中で、今回、北海道としてできることはやりましようよと提案をしているわけであります。

47都道府県のうち、35都府県で助成制度があり、市町村では902の自治体でそうした制度がある中、道内で一つの自治体もないということは、北海道がその方向で旗振りを行っていないから横並びで進まないと考えるが、先ほど御提案しましたふるさと納税、クラウドファンディングなどで得た資金の活用など、せめて前に向けるべく、そうした手法を研究、検討してはいかがか、再度、見解を伺います。

次に、原発政策の転換に伴う対応についてです。

国の政策転換について、知事自身の考えを伺いましたが、規制委員会や国の判断に追随する考えを繰り返すばかりでありました。

これまで長く地方行政に携わっていらした知事は、日常的に利用されている施設よりも、むしろ活用されていない施設のほうが老朽化や劣化の度合いが進行するという経験則、感覚を当然お持ちかと思いますが、原発の運転期間から停止期間を除くという国の方針について、どうお考えなのでしょうか。

道民の命と暮らしの安全を守る責務を負う知事御自身の見解を改めて伺います。

また、ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえて、今年5月、山口原子力防災相が、ミサイルが飛んできて、それを防げる原発はない、世界に一基もないと記者会見で明言しましたが、それは、すなわち、原発の稼働期間を延長するということは、国防において、そのままりスクまでも延長することになるのだということを指摘しておきます。

最後に、慣習や理念等と人権施策推進について伺います。

可能なものから鋭意取組に反映させるとともに、全庁一体となって取り組んでまいるとの答弁

でありましたが、指摘したとおり、驚くほど部局におけるネガティブな姿勢が際立ちます。

今や、人権に関する課題の解消は、国の内外を問わず、時代の要請であるのは明白です。

知事の庁内への呼びかけ一つで職員の認識も大きく前進するものではないでしょうか。改めて知事の基本的姿勢についてお伺いします。

また、事業者などの古い体質からの脱却は、これまで培ってきた風土や文化の変革にも当たることから、取組の継続、反復が肝要であります。

答弁では、事業者における人権に配慮した取組の促進に努めてまいると発言されましたが、道庁における取組状況の継続的な発信、節目でのキャンペーンやイベントの開催など、効果的な取組の推進に努めるべきだと考えますが、知事の認識を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇） 畠山議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、道政運営の考え方についてであります。私は、これまで、本道が直面する様々な課題の解決に向けて、できるだけ地域に赴き、多くの皆様の御意見を踏まえながら、必要な政策を推進してきたところであります。

残された任期においても、引き続き、皆様の声をしっかり受け止め、丁寧な情報発信を行いながら、道民本位の道政運営に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、このたびの感染拡大への対応についてであります。道では、今回の感染拡大において、国の基本的対処方針の変更を待たず、基本的な感染防止行動の徹底や対策の強化について、広く道民の皆様に呼びかけを行うなど、感染拡大の抑制に向け取り組んできたところであります。

年末年始に向けて、これから人の移動が活発となってくることから、引き続き、こうした呼びかけを効果的に行うとともに、保健・医療提供体制の充実を図るなど、医療の逼迫を回避し、社会経済活動をできる限り維持していくよう、迅速に対応してまいります。

次に、第三者認証制度についてであります。この制度は、国の認証基準を踏まえ、運用しております。検証については国が行うべきものであると認識をしております。

次に、今後の対応等についてであります。感染症法上の位置づけなどの見直しに当たっては、医療費等公費負担の在り方など、都道府県レベルではその検討に難しい面があることから、全国知事会との連携はもとより、道といたしましても、国において出口戦略やロードマップを早急に示すよう強く求めるとともに、今後、国による法改正や、この感染症への新たな対策などが示された場合には、その具体的な方向性や見直しの内容に呼応した道としての必要な対応について、専門家の御意見もお伺いしながら、機を逸することなく検討を進めてまいります。

次に、骨髄ドナーとなる方への助成制度についてであります。助成制度に関しては、関係団体との意見交換の中で、道が企業への支援を行うよう求める声がある一方、骨髄の提供は、自発的な善意や企業等による御協力によるべきといった指摘もあり、道としては、骨髄移植の推進に

当たり、まずは、ドナー登録者数の増加と休暇制度の導入促進に向けた機運の醸成に取り組むほか、国に対し、休業補償等について、全国一律の制度として創設されるよう要望してまいります。

次に、エネルギー政策に関し、原発の運転期間についてであります。国では、規制委員会により安全性が確認されなければ、運転できないことは大前提とした上で、検討していると承知をしております。

私としては、原発は何よりも安全性の確保が大前提であり、運転期間の取扱いも含め、原発の安全性や必要性については、国が責任を持って丁寧な説明を行うべきであると考えています。

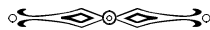
最後に、人権施策についてであります。施策の推進に当たっては、私が本部長を務める推進本部において、毎年、推進状況の確認を行いながら、基本方針の考え方に沿って、全庁一体となって取り組むとともに、今後、企業が行う取組の紹介や研修会等の情報を発信するなどして広く理解を深め、人権に配慮した取組が促進されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 畠山みのりさんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩



午後3時51分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

村田光成君。

○13番村田光成君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、質問させていただきたいと思っております。

まずは、畑作振興について伺います。

国内において本道のみで生産されているてん菜は、小麦や豆類、バレイショとともに、本道の畑作農業に欠かせない作物であり、また、てん菜から生産される砂糖は、体の重要なエネルギーであるとともに、我が国の食料自給率にも大きく貢献しております。

一方、人口減少に加えて、消費者の甘さを控える傾向が顕著となるなど、その消費量は年々減少を続け、最近では、コロナ禍における土産物の需要の減少も重なり、より大きく落ち込んでおり、いまだ回復には至っていない状況にあります。

このような中、農林水産省は、去る11月、てん菜糖の交付金の対象数量を現状の64万トンから令和8年には55万トンまで減産する方針を示しました。

肥料価格が高騰するなど、厳しい経営状況にある中、畑作農家は、来年の営農に向けて準備を始めているところですが、このたびの決定に対して大きな不安を抱えております。

知事は、今般の国の方針をどのように受け止め、本道の畑作の振興に向け、今後どのように対応していくのか、伺います。

次に、新顔作物の振興について伺います。

本道農業は、我が国最大の食料供給地域として、米や小麦、バレイショなどを基幹作物に、安全、安心で高品質な農作物を安定的に生産、供給することで、国民の食を持続的に支える大きな役割を果たしております。引き続き、これら作物の生産振興や消費拡大の取組を進めていくことが重要と考えます。

一方、これまで道内では生産しにくいとされていたニンニク、サツマイモ、そして落花生について、近年、若手農業者が中心となり、チャレンジ精神と創意工夫により、新たに作付を始める方が増えてきているとお聞きしております。

道では、このような動きも捉え、今年度、これらの3作物を本道の新顔作物として生産の振興や需要の拡大に取り組んできたことと承知しておりますが、これまで、道産農産物の新たな魅力としての新顔作物の振興にどのように取り組んできたのか、また、今後どのように進めていく考えなのか、伺います。

次に、ゼロカーボンシティについて伺います。

来年4月、札幌で開催予定のG7気候・エネルギー・環境大臣会合は、多くの道民の皆様にご地球温暖化対策に注目いただくことにより、ゼロカーボン北海道の取組を進める上で格好の機会であり、全道各地域に波及させることが重要と考えます。

2050年までの温室効果ガスの排出ゼロを目指す市町村がその意思を示す方策の一つとして、ゼロカーボンシティ宣言が行われておりますが、道内では、現在、179市町村の約45%に当たる80市町村と、全国とほぼ変わらない割合にとどまっております。

これまで宣言されていない市町村からは、脱炭素に向けてどのような取組を行うことが重要なのか、判断に悩んでいるとの話も伺っています。

各市町村の事情や意向を尊重した上で、一層の参加を促していくことが必要であると考えます。

G7大臣会合に向け、全道が一丸となって脱炭素の機運を高める好機であり、一つでも多くの市町村がゼロカーボンシティ宣言を行っていただくことにより、取組の加速化が期待されます。

道は、市町村のゼロカーボンシティ宣言による脱炭素の取組の促進に向けて、どのように支援を行っていくのか、伺います。

次に、デジタル人材の育成について伺います。

社会のあらゆる場面でデジタル化が急速に進展する中、国においても、令和3年9月にデジタル庁の設置や、令和4年6月には、デジタル社会の実現に向けた重点計画、また、デジタル田園都市国家構想基本方針の決定など、デジタル社会に対応すべく、様々な分野において、人材育成・確保に向け、取組が進んでおります。

道においても、デジタル人材育成に関する計画案が示され、デジタル人材区分を設定し、レベ

ルごとに求められるスキルやマインドを整理の上、デジタル推進リーダーを各課に1名ずつ配置するとともに、民間企業や研究機関など、外部から高度な知識、技術を身につけた人材を任用し、レベルごとに必要な研修等を行い、庁内全体の底上げに向け取り組むとのことであります。

先日、私の地元紙において、北海道中小企業家同友会とかち支部が会員事業所へ行った意識調査では、DXについて、約6割が理解があり、うち2割強が既に取り組んでいるとのことで、いずれも全国の、理解度の約4割、取組着手の約8%を上回ったとのことでありますが、期待する効果として、業務の効率化、コストの削減が上位に挙げられ、取組事例として、社内のクラウド化、リモートワークへの対応などが多かった一方で、取り組んだ成果を得られたのは3分の1ほどにとどまり、課題として、DX・IT人材の不足や予算の不足が挙げられたとのことであります。

十勝においても、様々な分野において、ドローンや自動操舵など、最新技術の活用とともに、情報分析や蓄積など、デジタル化が進んでおりますが、デジタル人材が不足している、その育成には時間と予算が必要ということでもあります。

道内における市町村においても、デジタル人材の育成確保は重要であり、北海道全体で底上げしていくための支援が必要であり、喫緊の課題と考えます。道の認識について伺います。

次に、2030冬季オリンピック・パラリンピック招致について伺います。

先月、11月8日、札幌市は、招致を目指す2030年冬季オリンピック・パラリンピックの大会概要（案）の更新版を公表しております。

物価高騰により、全体経費は、当初の見込みより170億円上回り、最大で3170億円とされ、札幌市の担当者は、報道において市民への丁寧な説明に努めたいとしております。

また、報道では、スピードスケート会場を予定している帯広の森屋内スピードスケート場めぐり、競技関係者などが観客席が少ないなどとして不備を指摘しているとの報道があり、そのことについて、鈴木知事は、11月2日の記者会見で、北海道で競技が行われることが、経済的に効果があり、地域は期待していると述べ、現在の計画を前提に協議を進めるべきだとの認識を示したことも承知しております。

帯広市の保有する明治北海道十勝オーバルは、現在、椅子席が約1000席、立ち見席が約2000人の収容人数は約3000人ですが、躯体改修などの大規模工事は行わず、2階はホームストレート以外、3階はホームストレート部分に仮設観客席を設置する、1階は大会関係者のみが入場できるものとし、観客は2階に仮設する玄関から出入りすることで、完全に動線を分離する計画により、観客席数を2255席に仮設整備し、大会終了後は撤去し、原状復旧するとし、仮設改修費用として約30億円が見込まれております。

先日、11月21日から24日の日程で、アジアスケート連盟の張明熙会長が、スピードスケートのジュニア——これは15歳から19歳と、その下の年齢区分——ノービスの国際大会を来年3月に帯広市で開催できるよう、帯広市長や関係者を訪れた際、帯広の森スピードスケート場の観客席数について問題ないとの認識を示し、帯広市は、世界的にもスピードスケートの中心地で、多く

の優秀な選手を輩出し、身近なスポーツとして地元の応援も盛んであります、選手にとってもよい環境があり、来年開催のジュニア・ノービス対象の国際大会の開催は、五輪招致の後押しにもなるとの認識を、報道関係を通し、示しております。

改めて、帯広の森屋内スピードスケート場をめぐり、競技関係者などが観客席が少ないなどとして不備を指摘していることに対し、どう認識しているのかについて、知事に伺います。

また、開催地決定のスケジュールは、令和5年10月頃と認識しておりますが、度重なる五輪汚職事件など、招致活動に与える影響もあるかと思いますが、札幌市を含め、道内全域においてさらに機運を高めていく必要があると考えますが、道として今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

最後に、動物愛護管理行政について伺います。

1973年に議員立法により制定された動物の保護及び管理に関する法律は、時代背景とともに改正されており、こうした中、道では、令和3年10月に、本道の広域性を踏まえた業務の在り方や関係団体との連携等、センター機能の確保や運用に関して、「北海道における動物愛護管理業務のあり方」を取りまとめてきたことも承知しております。

これまで我が会派の同僚議員が質疑しておりますが、私も、第2回定例会で、動物愛護管理行政について、一刻も早く動物愛護管理センターの設置を願い、伺ったところであります。

第2回定例会では、道央と道東地区で行われる動物愛護管理センター運用実証事業について伺い、そのお答えとして、実証については、団体などと運用時の連携方法に関する協議を進め、適切に機能することが確認された場合、具体的な運用体制の検討を進め、2地区は、令和5年度からの運用を目指す、また、道北と道南地区においても、実証事業や関係機関との協議を行い、可能な限り早期の運用に向けて取組を進めるとのお答えをいただいたところであります。

道央と道東での動物愛護管理センター運用実証事業については、10月末で終了していることから、搬送、受入れ、譲渡数など、実績について伺います。

また、実証事業では、センター運用時における課題抽出を図るとともに、地域の状況に応じた動物愛護管理業務の体制を検討するため、検討会の下に、地元獣医師会、動物愛護団体、獣医系大学、行政関係者から成る地区ワーキンググループを道央、道東に設置し、実証事業を踏まえつつ、各関係団体から提起された連携課題を整理されたと承知しております。

本道の広域性を踏まえ、動物福祉の観点や、譲渡が効果的に行えるよう、道央、道東での実証事業から、今後の方向性など、どのように取組を進めていく考えなのか、伺います。

これで私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）村田光成議員の質問にお答えいたします。

最初に、畑作農業の振興についてであります。てん菜は、本道の畑作農業に欠かせない輪作作物であるとともに、これを加工する製糖工場は、地域の雇用や経済に重要な役割を果たしているところであります。

こうした中、近年の砂糖の消費量の減少や在庫の増加、てん菜の生産を支える糖価調整制度の累積赤字の拡大などにより、国は、てん菜糖への交付金の対象数量を現行の64万トンから令和8年に55万トンへ段階的に減少する方針を示したところであり、地域の畑作農家の皆様が今後のてん菜の生産に不安を抱えているものと認識しております。

このため、道としては、国の事業を効果的に活用しながら、加工用バレイショや豆類など、需要の大きな作物の増産を進めるとともに、直播栽培や肥料の使用量の低減を通じた低コスト化に向けた普及センターによる技術指導、さらには、関係機関や団体の方々と連携した砂糖の消費拡大を進めることで、てん菜の安定的な生産と本道畑作農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

次に、ゼロカーボンシティ宣言による脱炭素の取組の促進についてであります。2050年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指すことを宣言した地方自治体であるゼロカーボンシティは、道内では、11月末時点で80市町村となっており、2019年12月の制度開始からその数は着実に増加してきております。

ゼロカーボンシティ宣言は、地域の脱炭素の取組を前に進める重要な契機になるとともに、宣言自治体が増えることは、来年4月のG7環境大臣会合を契機として、北海道がゼロカーボンに積極的に取り組んでいることを世界に知っていただくためにも効果的と考えております。

このため、道としては、市町村の実情や課題を踏まえながら、脱炭素に向けて一步を踏み出しやすい取組事例を紹介するなど、ゼロカーボンシティ宣言をはじめとする全道各地での脱炭素の動きを支援してまいります。

次に、2030冬季オリパラ招致についてであります。I O Cの新基準では、大会の競技会場については、既存施設の積極的な活用を促す一方、収容能力に関する最低要件は設けられていないところであり、札幌市としては、現在の計画を前提に関係機関等と協議を進めるものと承知しております。

私としては、世界中の人々が注目する大会が帯広市など道内において開催されることは、スポーツの振興はもとより、地域の活性化や観光振興などにもつながる、またとない機会となるものと認識しております。

道としては、引き続き、招致機運の醸成に向けて、道内の市町村と連携した取組や、新たに策定されたスローガンを活用した広報を行うとともに、札幌市が新たな大会概要（案）で掲げた透明性・公正性の確保を図り、市民や道民の皆様の理解が得られるよう、市の招致活動に連携協力してまいります。

最後に、動物愛護管理センターについてであります。今年度、道央・道東地区で民間団体等に委託して実施した実証事業では、それぞれの地区の保健所で収容されていた犬、猫、合わせて31頭を受け入れ、このうち23頭が新しい飼い主へ譲渡されたほか、SNSを活用した適正な飼養に関する広報やボランティアの育成講座、小学生とその保護者を対象とした動物愛護教育といった普及啓発活動を行ったところであります。

道としては、実証事業を通じて、犬、猫の集約による効率的な飼養や、早期の譲渡実現といった効果のほか、関係団体との連携強化や有効性が認められたところから、今後とも、センターの早期運用開始に向けて、関係団体の特徴を生かした連携協働による機能の向上がさらに図られるよう取り組んでまいります。

なお、その他の質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○農政部食の安全推進監野崎直人君（登壇）道産農産物の新顔作物の振興についてであります。道が今年度、新顔作物に選定したニンニクやサツマイモ、落花生は、本道において、今後、地域の特産物として、また、輪作の対象作物として、さらなる生産の拡大が期待され、戦略作物となる可能性を大いに秘めていると認識しております。

このため、道では、道総研農業試験場による栽培マニュアルの作成や、普及センターによる栽培指導に取り組むとともに、多くの消費者の方々に知っていただき、需要の拡大に結びつくよう、これらの品目をPRする動画を作成し、ホームページやSNSなど各種メディアで発信するほか、道内の飲食店や食品メーカーへの商品化の働きかけなどを行ってきたところでございます。

また、民間の事業者がホクレンの協力を得て、今年度、新たに道産サツマイモの集出荷施設を整備するなど、産地化を進めており、道といたしましては、こうした動きをチャンスと捉え、先進的な取組を行っている地域の紹介や、生産者と実需者のマッチング、どさんこプラザでのPRや販売など、生産と需要の拡大に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君。

○総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君（登壇）市町村におけるデジタル人材の育成についてでございますが、広域分散型社会を形成し、人口減少や少子・高齢化などにより、様々な地域課題を抱える本道において、デジタル技術を活用して課題解決を図っていくためには、市町村職員のデジタルへの対応力を高めることが重要と認識しております。

このため、道では、市町村職員を対象とし、ICT企業との連携協定を活用したオンライン講座の提供のほか、今後、1次産業や観光など、地域の主要産業においてデジタル技術を活用した課題解決のノウハウを習得するモデル研修を実施することとしており、こうした取組を通じて、市町村のデジタル人材の育成と確保を総合的に支援することにより、地域の課題解決につなげてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 村田光成君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時18分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

渕上綾子君。

○18番渕上綾子君（登壇・拍手）（発言する者あり）皆さん、お疲れさまです。

遅い時間までお疲れだと思いますが、最後までお付き合いのほどをよろしく願いいたします。

通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、昨日から水産流通適正化法が施行されました。

水産庁が5月に出した水産流通適正化制度によると、国際社会でのIUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じることが必要とあります。

IUU漁業の問題点は、水産資源の減少だけではありません。世界の水産業において、乗組員の減給、長時間労働、身体的暴力、海賊行為、紛争、児童強制労働、人身売買など、違法行為が報告されています。

道は、これらをどのように認識しているか、伺うとともに、道として何ができるか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、ナラ枯れについて伺います。

林野庁は、近年、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損するナラ枯れが発生しているとしています。2010年の被害のピークの後、減少に転じましたが、再び増加傾向が見られます。

2010年に青森県で被害木が確認され、森林総研と道総研林業試験場は、2020年12月に「ナラ枯れを起こす昆虫 北海道で初めて発見」と報告しています。

今のところ、北海道ではナラ枯れが確認されていませんが、今後、北海道での被害拡大が懸念されています。

道では、早期発見のため、情報提供を呼びかけていますが、森林を管理されている方、所有者、自治体、大学などの研究機関との連携状況について伺います。

また、被害が発生した場合、早期対応が重要としていますが、どのように対応するのか、伺います。

次に、リスクリングについて伺います。

政府は、成長産業への労働移動を促すリスクリング支援を計画しています。

経済産業省は、デジタル時代に必要な人材施策として捉えていますが、それぞれの地域には特性があり、成長分野は多岐にわたります。

例えば、道は、基幹産業の一つであります観光施策として、アドベンチャートラベルを掲げていますが、接待を伴う飲食店に従事する接客のプロが、富裕層対応のスキルを身につけ、ガイド

やアテンドになるなど、転身も想定されます。

今のところ、まだ国による具体的な方針は出されていませんが、北海道らしいリスクリングとしてどのようなものを描いているか、伺います。

労働者自身が主体的にリスクリングできるように、企業が支援する体制を整えつつ、政府が支援を行うに当たり、個人への直接支援を強化したいとされています。非正規で働く方やフリーランス、障がい者なども含め、幅広く希望する方を対象とすべきと考えます。

一方で、リスクリングについて、労働移動を主な目的とすることや、人件費削減やリストラにつながるような目的で利用されることが懸念されますが、どのようにお考えか、伺います。

次に、メタバースについて伺います。

メタバースは、インターネット上の3次元仮想空間であり、利用者は、アバターを操作して他者と交流するほか、ゲームやライブのイベント、エンターテインメント、会議、展示会、オンラインセミナー、相談窓口、NFTを利用したデジタルコンテンツの取引など、利用が始まっています。

世界市場は、2021年に4兆2640億円だったものが2030年には78兆8705億円まで拡大すると予想されており、今後もユーザーが増加していくと考えられています。

行政においても、人口800人の新潟県長岡市山古志で、950人ものデジタル村民が誕生し、リアル、デジタルともに未来をつくる挑戦が始まるなど、地方創生に活用されています。

地方創生や関係人口の創出、リアルでのイベントにつなげるなど、活用が期待されていますが、道の認識と今後の活用について伺います。

道内事例としては、札幌市で「PARALLEL SAPPORO KITA 3 JO」が構築されており、バーチャル空間のサッポロフラワーカーペット2021に国内外のどこからでもアクセスをすることができます。アバターを操作すれば、赤れんが庁舎の前まで行くことができます。

バーチャルでの観光やイベントの開催だけでなく、そこからリアルの観光につなげていくプロモーションにメタバースの活用が期待されますが、道の認識と今後の活用に関する考え方について伺います。

第3回定例会で、北海道への投資促進に向けた体制強化について説明されました。この中に、期待される効果として、地域における良質な投資誘致の機運向上とあります。

投資の誘致は、北海道の活性化にとって重要な一角であると思いますが、一方で、外国資本による土地の買占め、企業買収、技術流出などの不安の声が上がっています。誘致と同時に、適切なディフェンスが必要だと思えます。

良質な投資とは誰がどのように判断するのか、良質でない投資はどのように避けるのか、良質でない投資であった場合はどのように対応するのかについて伺います。

例えば、土地の買占めについては、所有権を移転せずに信託法を活用して受益権だけを売却して、法令上重大な違反とか固定資産税の滞納などがあれば受益権を失うというような条文を付しておくなどの対応のしようはあると思えます。所見を伺います。

次に、カラーユニバーサルデザイン——CUDについて伺います。

色の見え方には個人差があるため、人によっては、一部の色の組合せが区別しにくく、不便さを感じるケースがあります。

実は、私も、赤と緑の判別がつきにくく、例えば、路線図が赤と緑で色分けされている、黒い文字の背景を赤で強調されていると、見づらさを感じることがあります。

道は、障がいのある方への配慮と情報保障のための指針の中で取り扱われていますが、CUDの考え方はあらゆる場面に必要です。全庁での共有についてはどのようになっているか、伺います。

特に、ハザードマップについては、命を左右する極めて重要な情報ですが、道は、道内各市町村のCUD導入の働きかけについてどのように対応しているか、伺います。

次に、フリーランスの看護師について伺います。

皆さんは、フリーランスの看護師という存在を御存じでしょうか。

病院に勤務する看護師に比べ、自由度の高い看護が可能です。病院の急な看護師不足にも対応することができ、中にはコロナ対応に特化した方もいらっしゃいます。それだけではなく、医療機関ではできない、あるいは、困難なことに柔軟に対応ができます。

例えば、人員の工面が非常に難しい転院搬送、一生で最期の思い出旅行、冠婚葬祭への随行、御家族の負担軽減に伴う訪問看護など、ナースバンクとの違いは、自身が事業者であるために、看護の質に自ら責任を持たなければならないということです。そして、依頼を受けるに当たり、事前に主治医と綿密に打ち合わせることが可能です。

医療機関のピンチヒッターというだけでなく、これまではできないと諦めていたことを可能にするという、患者のQOLの向上にも資すると思います。

このようなフリーの看護師の存在について、道はどのように認識しているか、伺います。

次に、HIVについて、あまり聞いたことがないという若い世代の方や、30年前ぐらいに映画やドラマで取り上げられていたような死の病のイメージを持たれている方もいらっしゃるかと思います。

HIVに関する医療は大きく進歩しまして、現在では、適切な医療を受けることができれば、検出限界以下まで抑え込むことができます。検出限界以下になれば、日常生活どころか、性行為でもうつらないことが知られています。

一方で、差別や偏見は根強く、陽性者は、医療機関での受診拒否、コロナワクチン接種拒否、就職時の不当な不採用、介護施設への入所拒否などに直面しています。

HIVに関する新しい知識の普及にどのように取り組むか、伺います。

また、不当な取扱いを受けた方にどのように対応するか、伺います。

投薬には1日7000円ほどかかるため、陽性と分かっても治療を開始できないという問題があります。

この病気は、身体障害者手帳の交付対象となっており、医療費などの支援も受けられますが、

血液検査や病状によっては該当しないという方もいます。手帳取得前に受診が途切れてしまわないように、患者をどのように支援するか、伺います。

次に、成年後見制度について、改めて繰り返しません、これまで度々問題を指摘してきました。

まずは、利用する側の意見を聞き、運用の改善をするように求めてまいりましたが、進捗と今後の対応について伺います。

その間、推進については、改善されるまで一旦慎重にあるべきだと考えますが、所見を伺います。

次に、G I Dクリニックについて、以前より、G I Dクリニックの拡充について求めてきました。

私の知人からは、順番待ちで受診ができないという声を預かっております。

初めに、札幌医科大学の対応状況と課題認識、今後の対策について伺います。

昨年10月に、道から性同一性障がいの診療体制等の状況調査結果が示されました。私の下にも当事者から問合せが相次いでおります。

その結果では、道内では、性同一性障がいの診断が可能なのは4医療機関にしかすぎません。

今後も、G I Dクリニックの拡充に併せ、こうした診断可能な医療機関の拡充も必要と考えますが、道ではどのように働きかけていくか、伺います。

道立病院局にG I Dクリニックについて質問してから3年がたちます。少なくとも私たちの課題は認識されており、認定医の取得を希望する医師がいた場合には、研修会や研究大会などへの参加について必要な支援を行ってまいると答弁されています。そのような医師はいたのか、伺います。

いなければ、その取組は不十分ということになります。少なくとも、不定期でもいいので、診断書を出せる医師の配置のために具体の努力を強く求めます。所見を伺います。

次に、自殺対策について、道警では、ネット上の防犯パトロール、例えば、「#闇バイト」などで検索して、ユーザーに注意喚起などを行っていると聞いております。

一方で、自殺願望を持つ人と悪意を持ってつながろうとする人は、単なる注意喚起で防げるものではないと思います。

国が運用するインターネット・ホットラインセンターでは、他人を自殺に誘引、勧誘する情報を都道府県警に通報していると承知していますが、道警察では、そういった情報を受理した場合や自らネット上のパトロールで発見した場合に、自殺願望を持つ人が事件に巻き込まれるのを防ぐためにどのように取り組むか、伺います。

そして、道では、自殺や依存症等に関する電話やL I N Eでの各種相談窓口を提供しております。

仮想空間に重点を持つ人も増えてきており、今後さらに増加することが予想されます。

メタバースのことですけれども、電話やL I N Eと比較して情報量が多いため、相手のことを

把握しやすく、相談者の匿名性も担保でき、仮想空間上に話しやすい環境を設定できるメタバースを活用した窓口は非常に有効なチャンネルだと思います。道の認識を伺います。

次に、進路指導について、学校では、多様性を認め合う教育が進んでいる一方で、進路指導の段になると、突然手のひらを返すように、社会の差別や偏見に迎合してしまうケースがあることを第2回定例会で指摘しました。それでは、生徒としては、これまでの教育は何だったのかということになります。

一方で、多様性への理解が先行している事業者さんもあり、以前とは状況が変わっているにもかかわらず、うちにはなぜか男子しか紹介されないと、このような声もありました。

進路指導の状況を確認し、指導助言を行うとの答弁でしたが、どのような状況でどのように助言を行ったか、伺うとともに、さきに述べたような先行して取り組んでいる事業者との意識のずれをどのように解消するか、伺います。

次に、歯止め規定について、学習指導要領の中には、歯止め規定があり、妊娠の経過については取り扱わないということになっています。そのような状況の中で、児童生徒は何から情報を得ればいいのでしょうか。

ネットにあふれるアダルトコンテンツが教科書になってしまっているという専門家の指摘もあります。現実との乖離が大きくて、現実を持ち込めば犯罪になるものも少なくありません。

文科省は、歯止め規定の内容について、各学校でその必要性があると判断すれば指導することはできるとしており、各学校に判断を委ねられています。

性犯罪の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないために、どのように取り組むか、伺います。

最後に、パートナーシップ制度について伺います。

パートナーシップ制度については、これまで度々質問してまいりましたが、ここに立つたびに何だか議論が袋小路に入っていくような、そのような感覚に陥っていて、それがようやく何か、その訳が分かったような気がします。

ここにいる全ての皆様には、それぞれのお立場や取り巻く事情、地域特性、そういったものもあるでしょう。そうした御意見に耳を傾けてこなかった、そのことを深く反省しております。

北海道では、LGBTQに関する活動が始まって、もう30年以上になります。

活動の展望が思うように描けず、途中で諦めてしまった人や、自分のセクシャリティーをオープンにして生きたいのに、それがかなわずに生きてきた人、自分の好きな同性パートナーと一緒に暮らしたかったのに、自分にうそをつき、他人にうそをつき、異性と結婚してしまった人、激しい差別や偏見に遭って、心に深い傷を負って、そして、鬱症状を患っている人、若い頃からセクシャリティーを理由にいじめに遭い、これでもかというぐらい自尊心を傷つけられ続けている人、自分らしく生きることを社会が許容できずに、自分の人生を諦め、自ら命を絶ってしまった人、私は、そういう多くの苦難を抱える当事者と思いを共にしてきました。

ここ数年で、私が、共にステージで踊ってきた、かつて共に苦勞を分かち合ってきた仲間が5

人、若くして亡くなりました。自殺、自殺、自殺、肝硬変、肝硬変でした。社会の中に、生きる場が、選択肢があれば、このようなことにならなかったかもしれません。本人だけの責任ではないと思います。

数年前、とある10代の子が行方不明になるという事件がありました。彼は、ゲイであることを親御さんにもカミングアウトしました。しかし、家庭内での親子関係は、あまりよくありませんでした。

ある日、そんな彼が自宅からいなくなりました。数日間探し回って、そして、とある場所で遺体で発見されました。自殺でした。遺書の中には、自身のセクシャリティーで思い悩んだことや、この先の幸せが見いだせない、そういったことが記述されていました。

私は、これ以上もう、こういう悲しい末路をたどる若者を増やしたくはありません。

パートナーシップ制度がなぜ必要なのか、それは、私たちの希望の光だからです。

知事は、財政破綻した夕張市に、東京都から単身で乗り込まれ、危機的な状況を救うなど、弱い人や困っている人に対して放っておけない方だと思っております。きっと、私たちにも思いを寄せていただき、共感いただけるものと思っております。

知事、そして道民を代表する道議会議員の皆様、どうか、こうしたLGBTQの若者、当事者のために、未来をつくってください。

パートナーシップ制度は、比較的大きな市であれば、導入が進んでいるところもありますが、小さい市町村であれば、まだまだ先になります。そういった自治体の中で生きる若者たちは、これからもずっと、まだ暗い未来を歩いていかなければなりません。ですが、北海道が認めることによって、全道の当事者の可能性の道を開き、そして、自分らしく生きる勇気を与えます。

今ここでパートナーシップ制度導入のことは聞きません。まずは、LGBTQの当事者の団体と直接会って、話を聞く機会をつくっていただきたい、そのように思います。知事の思いをお聞かせいただければと思います。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 渕上議員の質問にお答えいたします。

最初に、職業能力の再開発についてであります。デジタル化の進展やコロナ禍の影響など、社会情勢の変化に対応していくためには、職業能力の再開発や再教育、いわゆるリスキリングにより、必要な知識や技能の習得を通じて、地域経済を支える人材を育成していくことが重要と認識しております。

道としては、食、観光といった北海道に優位性のある分野や、これを支えるものづくり分野などを中心に、優れた専門技術はもとより、デジタル技術やコミュニケーションスキルなどを身につけ、活用できる人材の育成を推進していく必要があると考えており、MONOテクにおける在職者向けのプログラミング訓練を実施するとともに、中小企業における従業員向けスキルアップ研修を支援しているところであります。

次に、いわゆるH I V感染症への理解促進等についてであります。道では、これまで、H I V感染症の感染予防や治療に関する正しい知識や情報の普及啓発に加え、12月1日の「世界エイズデー」には、保健所の保健師による中学校や高校への出前講座のほか、市町村広報への掲載やパネル展の実施など、地域での普及にも力を入れており、さらには、新年の成人式での啓発資料の配付など、様々な機会を通じて理解の促進に努めてきているところであります。

また、北海道大学病院等の関係機関には、H I V感染症や患者の皆様への相談窓口を設置しており、例えば、受診拒否などの相談を受けた場合には、直接、対象の医療機関等に対し、必要な助言を行うこととしております。

このほか、医療機関や福祉施設等の従事者の方々がH I V感染者の皆様適切に対応できるよう、専門医や看護師の方々が個々の医療機関に直接出向いて、基礎知識や感染対策等に関する研修なども行っているところであり、今後とも、患者の皆様お一人お一人が住み慣れた地域での確かな診療や福祉サービスをより円滑に受けられるよう、丁寧に取り組んでまいります。

最後に、パートナーシップ制度についてであります。性的マイノリティーの方々は、周囲の理解不足によって様々な生きづらさを感じておられることから、道としては、より多くの方々に多様な性的指向や性自認に関する理解を深めていただくことが重要と考えております。

また、これまで、人権施策推進基本方針の見直しに当たり、当事者の方々を含む関係団体の方々から御意見を伺うとともに、にじいろガイドブックの作成に際し、こうした団体から御協力をいただくなど、当事者の方々と連携しながら取組を進めてきたところであります。

私としては、施策の推進に当たり、様々な方々から御意見をお伺いすることは重要と考えており、引き続き、性的マイノリティーの方々への理解促進に努め、適切な配慮につながるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）初めに、水産流通適正化法についてであります。この法律は、国内における違法漁獲物の流通防止や、違法、無報告、無規制な漁業、いわゆる I U U 漁業の撲滅を図ることなどを目的として、昨日から施行され、今後、国内におきましては、アワビやナマコなどを対象として、適法に漁獲されたものである旨を行政機関に届け出るとともに、加工流通業者間でこうした漁獲情報の伝達が義務化されたほか、海外から I U U 漁業のおそれがある魚種を輸入する際には、原産国が発行する適法採捕証明書の添付が義務づけられたところでございます。

道といたしましては、漁獲から加工、流通に至る全ての段階において違法な漁獲物を排除する仕組みが構築され、また、外国からの輸入が規制されることにより、水産資源の持続的利用はもとより、国際社会において対策が求められている I U U 漁業の抑制、根絶に寄与するものと考えており、国や関係団体と連携を図りながら、制度内容の周知とその法律の適正な運用に努めてま

います。

次に、害虫によるナラ類の被害についてであります。本州では、害虫が媒介する病原菌によりミズナラなどのナラ類が枯れる、いわゆるナラ枯れが発生しており、道内に被害を広げないためには、原因となる害虫や被害木を早期に発見し、適切な防除を行うことが重要であります。

このため、道では、令和2年度より、国の研究機関や道総研林業試験場と連携をし、本州に近い道南地域において害虫の生息調査を行っているほか、被害木の早期発見に向け、国や市町村、森林組合などと連絡体制を構築するとともに、森林所有者の方々に対し、被害情報の提供を呼びかけているところでございます。

現在のところ、道内で被害は確認されておりませんが、今後、被害が発生した場合には、森林組合などと連携をして、被害木を伐採、焼却するなど、速やかに害虫の駆除を行い、被害の拡大防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、リスクリングに関し、その目的などについてありますが、業務上必要な知識やスキルを習得するリスクリングは、企業内における生産性の向上をはじめ、労働者の処遇の改善にもつながるものと考えてございます。

国におきましては、企業間、産業間での労働移動の円滑化に向けた指針を来年6月までに取りまとめるとされているところでございますが、リスクリングにつきましては、単なる労働移動に向けた手段としてではなく、労働者による自主的なリスクリングを推進するべきとの声もあると承知しております。

道といたしましては、リスクリングが適切に推進されるよう、今後、国が示す指針の検討内容を注視してまいります。

次に、本道への投資促進に向けた体制強化についてであります。本道経済や地域の発展に向けましては、地域づくりと調和の取れた良質な投資を呼び込むことが重要でございますことから、道では、市町村などから相談があった本道への海外投資案件につきましては、ジェトロや民間の調査機関を通じ、投資元企業が、実績があり、信頼の置ける企業であるかどうか、慎重に判断した上で、担当者の招聘や商談支援などを行っております。

また、今年度、道が設立いたしました、経済産業局、ジェトロ、市町村などを構成員といたしました、北海道への投資促進に向けた連携会議におきまして、投資企業が法令等を逸脱した場合に契約を解除する方法など、リスクに対応するノウハウを提供するセミナー等を行いますとともに、その内容を道のホームページで公開するなどして、本道における投資受入れ環境の整備に向けたスキル向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部地域振興監北村英則君。

○総合政策部地域振興監北村英則君（登壇）メタバースに関し、地域創生などに向けた取組につ

いてであります。コロナ禍において、地方への関心が高まるとともに、テレワークが広まるなど、人々の意識や行動が変容する中、本道の地域創生や関係人口の創出、拡大に向けて、人と人との接触を必要としないといった新たなデジタル技術を活用した取組を進めていくことは有効と認識しております。

これまでも、道におきましては、インターネットやSNSを活用した道内各地域の魅力発信や、北海道での暮らしに関心のある方々とのオンラインでの交流会などに取り組んできたところではありますが、引き続き、デジタル技術も含めた効果的な手法の活用を検討しながら、北海道と様々な形でつながり、応援してくださる方々を増やしていくなど、本道の地域創生に向けた取組を展開してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部観光振興監山崎雅生君。

○経済部観光振興監山崎雅生君（登壇）観光における仮想空間の活用についてでございますが、コロナ禍における行動様式の変容などを背景として、近年、観光分野においても、新たなデジタル技術を活用し、時間や場所を選ばずに世界中を旅行できる仮想空間の旅に対する関心が高まっているところでございます。

道では、これまでも、国内外における観光商談会において、バーチャルリアリティー——VR技術を利用して、本道の観光資源をよりリアルに体験していただく取組を実施してきたところでございますが、今後のさらなる展開に向け、先月、包括連携協定を締結している航空会社との連携により、メタバースを活用して、北海道の様々な景観や文化、体験などを提供する取組への協力を開始したところでございます。

道といたしましては、今後、より多くの方々に仮想空間を通じた本道観光の魅力を体感していただくことで、実際の誘客につながるよう、デジタル技術の進化に合わせた情報発信や観光体験の提供に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 保健福祉部長京谷栄一君。

○保健福祉部長京谷栄一君（登壇）まず、カラーユニバーサルデザインについてでございますが、道では、視覚に障がいのある方や色を識別しづらい方にも正確な情報が伝わるよう、見えやすい配色の例や文言を作成する際の留意点などを内容とする、障がいのある方への配慮と情報保障のための指針を作成し、知事を本部長としております障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議や全庁掲示板などを通じ、活用を呼びかけてきたところでございます。

また、地域の浸水深を段階的に区分して色分け表示する必要がある洪水や津波のハザードマップの配色は、国が定めた「作成の手引き」において、色覚障がいのある方々に配慮した表示例が示されており、道といたしましても、市町村のハザードマップ作成の基本となる浸水想定区域図の提供に当たりましては、この「手引き」に沿って対応をしております。

道といたしましては、今後とも、道職員が日常業務を通じ、カラーユニバーサルデザインの考

え方の普及をはじめ、障がいのある方の情報保障に率先して取り組んでまいります。

次に、フリーランスの看護職員についてでございますが、ライフスタイルや働き方が変化する中、在宅での医療・介護サービスや障がいのある方の生活支援に対するニーズの高まりなどを背景に、看護職に求められる役割も多様化しておりますことから、特定の医療機関などに所属することなく、これまでの経験で習得した専門的な技術を生かしながら、個人事業主として働いている方々もいるものと承知をしているところでございます。

道といたしましては、医療、介護などの公的サービスや、ワクチン接種をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策などの臨時的な担い手としてはもとより、支援を要する方の思いに寄り添い、冠婚葬祭や旅行への付添いなどをはじめとする様々なニーズに応えることのできる専門的な知識や技術を持った人材として活躍されているものと認識してございます。

次に、成年後見制度についてでございますが、道では、今年度から、この制度の在り方などを議論するために設置しております連絡調整会議に、認知症や障がいのある方々に参画をいただいております。利用する側からの御意見といたしまして、財産管理などの心配が解消されたこと、また、その一方で、後見人の交代が困難なことや、本人の意思が十分反映されないなどといった課題も伺ったところでございます。

道といたしましては、国に対し、こうした実態を十分勘案し、利用者にメリットを実感していただける制度設計を行うよう要望するとともに、利用者の意思が十分に反映された財産管理とするため、市町村相談員の資質向上を図るための研修会やアドバイザー派遣などに取り組んでいるところでございます。

さらには、信託法の利用などの他制度による財産管理手法も提案するなど、利用される方お一人お一人のニーズに合わせた支援となりますよう、引き続き、成年後見制度の運用の改善を図ってまいります。

次に、性同一性障がいの診断を行うことができる医療機関についてでございますが、性同一性障がいの方々が学校や職場などで安心して社会生活を送る上では、G I Dの診断を適切に行うことができる医療機関の確保が重要と認識しております。

このため、道では、札幌医科大学と地域の医療機関の拡充に向けた協議を行っており、性同一性障がいに関心を持った専門性の高い医師の確保や、一部の治療が医療保険の適用外となっているなど、医療制度上の複雑さ等の課題認識を共有しているところでございます。

道といたしましては、こうした課題を踏まえ、これまでも、国に対し、性同一性障がいの診断を行える医療機関や医師の確保に加え、ホルモン療法が医療保険の適用に向けた研究の推進などについて要望してきたところでありまして、今後とも粘り強く要望いたしますとともに、道内唯一のG I Dクリニックであります札幌医科大学との連携の下で、精神科病院の院長会議の場を活用したG I Dへの理解促進を図るなどいたしまして、性同一性障がいに対応する医療機関の確保に取り組んでまいります。

最後に、自殺対策についてであります。本道における自殺者総数は、年々減少傾向にある一

方で、子どもや若者、女性の自殺者が増加をしており、依然として深刻な状況にありますことから、悩みを抱える方々が必要な支援につながるができるよう、相談体制を確保することが不可欠と認識しております。

このため、道では、これまで、精神保健福祉センターや保健所、民間団体による心の悩みに関する電話相談や、コミュニケーションが苦手な方でも安心して相談できるようSNSの活用にも取り組むなど、相談体制の充実を図ってきたところでございます。

道といたしましては、こうした取組を継続しつつ、デジタル技術の活用なども含め、悩みを抱える方々が相談しやすい方法について、北海道自殺対策連絡会議において議論を重ねるなどして、本道の実情を踏まえた相談体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監佐賀井祐一君。

○保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監佐賀井祐一君（登壇）H I Vに関し、感染者の皆様などへの支援についてでございますが、H I Vに感染した方のうち、身体障害者手帳のない方や申請中の方で、医療費の自己負担額が高額となる場合には、高額療養費制度などにより自己負担額の軽減が図られているところでございます。

こうした中、道では、H I V感染予防対策の強化充実に向けまして、患者の皆様のお見舞いも伺いながら、医療提供に必要な新薬開発など、治療法の研究開発の促進を図ることや、対策の充実に向けた財政支援の強化などについて、国に対し、継続的に要望してきているところでございます。

さらには、H I Vに感染した方への必要な医療として、国が指定しておりますエイズ診療ブロック拠点病院であります北海道大学病院や旭川医科大学病院、札幌医科大学附属病院を中心としながら、道が指定しておりますエイズ治療拠点病院とも連携をし、患者の方々お一人お一人の実情に即した最適で継続的な医療提供に資する診療体制を構築しているところでございまして、引き続き、こうした関係機関との連携の下、地域とともに様々な取組を進めながら、必要な医療が適切に受けられますよう、患者の皆様を支えてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君（登壇）G I Dクリニックに関し、札医大の対応などについてでございますが、附属病院では、平成15年に神経精神科や泌尿器科など五つの診療科によって構成されるG I Dクリニックを開設し、他部門、多職種のチームによる高度な専門医療を行い、これまでに700人を超える方々の診療に当たってきたところでございます。

また、この診療には、高い倫理的・医学的判断と高度な専門性が求められ、全国的にも専門医が限られておりますことから、外部の医療機関と連携し、新規患者の受診機会の拡充を図るとともに、クリニックの開設後、泌尿器科と産婦人科の医師がG I D認定医の資格を取得するなど、診療体制の充実にも努めてきたところであります。

札幌医科大学といたしましては、性の在り方は人の根幹に関わる課題であると認識をしており、今後とも、性同一性障がいの方々の診療に意欲的に取り組む医師を増やしていけるよう、院内外の医師に対し、G I D認定医の資格取得や研修会への参加について働きかけを行うなど、一人でも多くの方々の診療に対応できる体制の確保に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長小畑保則君 病院事業管理者鈴木信寛君。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇） 渚上議員の御質問にお答えをいたします。

G I Dクリニックに関し、道立病院局での取組等についてであります。道立病院局では、それぞれ専門とする診療領域の資格や、精神科病院での勤務に必要な不可欠な精神保健指定医等の資格の取得などに必要な学会や研修会への参加に対する支援を行っているところでありますが、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限により、学会等に十分に参加できない状況にあり、また、G I D認定医の取得に必要な研修等への参加希望はなかったところであります。

道立病院においては、全国的にも数が少ないG I D認定医の確保など、高度で専門的な技術水準が要求されるG I Dの診療は難しいものと考えているところでありますが、道立病院局としては、今後も、学会等への参加を希望する医師に対して積極的に支援を行うほか、受診された際に性別違和感などの状況が見受けられた患者さんに対しては、御本人の悩みに向き合い、必要な精神的サポートを行うとともに、専門的な診断や治療を行える他の医療機関を紹介し、必要な医療が受けられるよう対応してまいります。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇） 渚上議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、進路指導に関しまして、高校における進路指導についてであります。高校では、一人一人の意欲や適性、能力等を考慮しながら、きめ細かな進路指導を行うことが大切であり、学校での進路指導上の課題として把握した、企業を選択する際に性別が限定され苦慮している事例や、自分らしく振る舞える企業の情報を知りたいという生徒からの相談事例などに対し、一人一人の希望に沿った適切な進路指導が行われるよう、学校に指導を行っておりますが、今後とも、生徒が円滑な就職活動を進めるためには、企業等と適切に連携を図りながら進路指導を行うことが重要と考えております。

道教委といたしましては、指導主事、進路指導担当教員等を対象とした研修により、性の多様性への理解を深めるとともに、教育局の担当者や学校が求人先の企業の状況を丁寧に確認しながら、きめ細かな進路指導を行うよう指導助言するほか、北海道労働局をはじめ、民間事業者等の関係団体で構成される北海道高等学校就職問題検討会議などを通じて、関係機関の理解や協力等を求めながら、生徒一人一人の希望を尊重した進路実現に向けた環境づくりに努めてまいります。

次に、歯止め規定に関しまして、性に関する指導についてであります。中学校の保健体育科

の学習において、妊娠の経過は、個々の生徒間で発達段階の差が大きいことなどから、全ての生徒に共通して指導すべき事項としては取り扱われておりませんが、発展的な内容として教えることは可能とされております。

道教委では、これまでも、性に関する指導の充実に向けて、健康教育推進研修会などを開催し、児童生徒の発達段階に応じた実践事例の発表を通じた情報交換等を行うほか、医療や警察をはじめ、性暴力被害の支援団体等と連携した講義を行うなど、教職員の理解の深化と指導力の向上に努めてきたところであります。

今後とも、一人一人の児童生徒の発達段階や負担に配慮をするとともに、児童生徒が性犯罪の被害者や加害者、傍観者になることを防ぐため、いわゆる歯止め規定も含め、今日的な教育課題について全道の指導主事の協議会で協議をするほか、引き続き、道徳教育や人権教育とも関連を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、性に関する指導を充実させることができるよう、各学校への指導助言を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇） 渕上議員の御質問にお答えをいたします。

自殺対策についてであります。道警察では、インターネット・ホットラインセンターからの通報のほか、110番通報、警察相談等により、インターネット上で自殺の決行をほのめかしたり、集団自殺を呼びかけたりする書き込み等を認知しております。

書き込みの内容等から緊急に対処すべき事案と判断される場合には、プロバイダー等への協力要請を行い、発信者を特定して、本人やその家族と面接の上、発信者の保護やその家族への監護依頼、相談窓口の教示など、必要と認められる措置を講じているほか、発信者が道外に居住している場合には、当該住所地を管轄する警察に発信者への面接や保護を依頼するなど、全国警察と連携を図りながら対応しております。

また、人を自殺に誘引、勧誘するといった有害情報に該当する場合には、プロバイダー等への協力要請と並行して削除要請を行うほか、当該情報が削除されない場合には、発信者の特定後、可能な限り発信者に削除させることとしております。

道警察といたしましては、引き続き、プロバイダー等の関係機関や全国警察と連携をしながら、人命保護を最優先とした迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 渕上綾子君。

○18番渕上綾子君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁をいただきましたが、数点指摘をします。

初めに、水産流通適正化法について、IUU漁業の問題は、違法漁業や水産資源だけではありません。人権課題についても把握に努めていただきたい、そのように思います。

リスクリングに関する懸念については、詳細が政府から示された段階で、改めて、今回質問に

取り上げたことについて対策していただくことを求め、指摘とします。

パートナーシップ制度について、意見をお伺いすることは重要と考えているとの答弁でした。当事者から、このような声を預かっています。

何年もパートナーの親の介護をしていた人ですが、パートナーの親が亡くなる時、親族でない、何の証明もないということで、病院側に病室から追い出されて、みとれなかったという御意見がありました。パートナーシップ制度があれば、病院も適切な対応ができたはずです。

一方で、入院したときに、パートナーシップ制度に登録していると病院に伝えて、キーパーソンをパートナーにでき、病状説明なども全てパートナー同席で聞くことができ、治療に心から専念することができた、そのような御意見もありました。

知事は、政策を検討する際に、当事者の声に耳を傾ける方だとお聞きしております。LGBTQ当事者の生の声を聞く機会をつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 渕上綾子君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月5日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時16分散会